

—

にとつての大きなピンチと位置付けられました。一方で、世界市場や国内消費者の多様なニーズを視野に入れて、意欲ある農林水産業の創意工夫を生かせる改革を進めていけば、農林水産業は伸び代が大きい産業であり、これをチャンスであるとの認識を示されました。その上で、齋藤大臣は、ピンチとチャンスの併存という現状から抜け出し、農林水産業を活力ある産業としていくためには、腰を据えた総合的な政策を強力に推進していくとの強い方向性を示されました。そうした中におきまして、齋藤大臣は、農林水産業は活力ある地域の維持、食料安全保障の観点からも重要な産業であるとの認識を明確に示されました。

最近の農林水産大臣の所信を私自身調べてみますと、地域社会の維持と食料安全保障の観点から農林水産業の重要性に直接言及した例がございませんでした。国際派であり国際貿易に精通されている齋藤大臣のこの御認識を私は高く評価申し上げる次第であります。

私は、農林水産業に関する政策を開拓していくに当たりまして、農林水産業の健全な発展があつて農山漁村が維持されるのであり、これをもつて我が国の国土が維持できるものと考えております。農山漁村の維持なくして国土の維持は不可能です。農山漁村は、したがいまして、私は、農山漁村であります。したがいまして、私は、農山漁村は日本の命綱だと訴えているわけであります。

また、世界人口が二〇五〇年には現在の約一・三倍の九十七億人を超えるまでに増加していく中で、農地と水の制約は、技術の限界、気候変動などで、農地人口増加に見合った食料の増産は極めて困難であると言わわれております。齋藤大臣が述べられたとおり、まさに農林水産業は活力ある地域社会の維持や食料安全保障の観点から極めて重要な産業であるわけであります。

しかしながら、食料安全保障については、国民的な関心が高いものの、しっかりと理解を得られないかといふのが我が国の現状ではないでしょうか。

スイスでは、本年九月二十四日、食料安全保障を盛り込んだ連邦議会の憲法改正案が国民投票で成立し、即日施行されました。国民投票では、約八割が賛成だったそうであります。

我が国の農林水産政策については、もちろん食料安全保障について、基本政策として検討が鋭意なされ、情報が発信されております。しかしながら、政策の方向性や内容を端的に示す農林水産省の予算関連資料や説明などにおいては、「食料安全」保障というくくりでの整理が付いておりません。つまり、食料安全保障に関する政策が国民に体系的に明確に示されていないし、正しく伝わっていないのではないかと私は認識しているわけであります。

そこで、お手元の資料を御覧いただきたいと思ひます。私の配付資料でございます。食料安全保障を評価するにはいろいろな視点がありますが、私は、カロリーベースの総合食料自給率が最も国民的に分かりやすい食料安全保障の指標ではないかと思います。このカロリーベースの食料自給率については、平成二十八年度に一ポイント低下して三八%にとどまっております。

平成二十七年三月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、平成三十七年度に四五%とする目標が定められております。この目標につきましては、いろいろな議論があります。少なくとも五〇%を目指すべきだとか、いや、六〇%なんだという声も聞かれるわけであります。こうした議論を日常的に行なうことは非常に大切だと思いますが、私は自給率の具体的な中身を国民全体で正しく認識し、自給率向上のプロセスを共有することが重要だと考えております。

資料の左側が現在の姿であります。日本人一人に一日当たり供給される熱量は約一千四百キロカロリーであります。この總供給熱量が長方形の全体の面積で、そのうち青色の部分が我が国で自給している部分です。この割合が三八%ということです。白い部分は輸入で賄われているわけであります。

ただ、ここで注意しなければならないのが黄色の部分であります。この黄色の部分は輸入飼料による生産部分、つまり、国産の畜産物でも輸入飼料によつて生産された畜産物は自給率にカウントしていいということがあります。したがいまして、食料自給率を上げていくということは、白い部分を青に見え、黄色い部分も青に変えていくということになります。

私の資料の右側を御覧いただきたいと思います。例えば、現在実施されている水田活用の直接支払交付金、いわゆる水田フル活用対策を中心におなりに整理いたしますと、まず一点目、輸入飼料を自給飼料に変える対策、二点目、国産大豆の供給強化対策、三点目、国産麦の供給強化対策、四点目、米の需要拡大対策に大ぐくりできるわけであります。これは、食料自給率に対応した食料を自給する力、食料自給力の強化対策、となるわけでござりますが、これに畑での大豆、麦の対策もしっかりと位置付けていけば、農家にも消費者にも分かりやすい政策の説明になると考えるわけであります。

そこで、少し前置きが長くなりましたけれども、齊藤大臣にお尋ねいたします。

カロリーベースの食料自給率の低下を踏まえまして、食料安全保障の重要性を国民に示しつつ、例えば、私が提案申し上げたように、食料自給率の向上とともに食料自給力の強化を図るために政策を国民に対して分かりやすい形で、大ぐくりといふか、再編して明確にすべきというふうに考えるわけでございますけれども、大臣の御見解をお聞かせください。

○國務大臣(齊藤健君) 進藤委員のこの資料、大変よく整理されていて、食料安全保障対策が広範にわたつて推進されていることが一目で分かるいい資料だと思っていまして、これも踏まえて活用させていただこうかと思っておりますが、いずれにいたしましても、私どもが進めております農政、食料の安定供給基盤をつくり、体質強化を図り、成長産業化していくという政策その

我が国の食料安全保障につながっていくということになり、策なんだろうと思っておりますが、国民の皆さん税金も多く投入している農業でありますので、これが皆さんの方の子や孫の時代にもきちんと食料安全保障につながっていくんだということを理解していただきくということは大変重要なことだらうなと思っております。

食料の安定供給を将来にわたって確保していくことは、私ども、国民に対する国家の基本的な責務の一つであると考えております。国内農業生産の増大を図り、食料自給率、食料自給力を維持、向上させていくことは極めて重要であると思つていています。

このため、もうこちらにも、先生の資料にもあります、政府としては、国内外での国産農産物の消費拡大ですとか、食育の推進ですとか、水田のフル活用を図るなど、消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡大や飼料用米を推進、それから、優良農地の確保や担い手の育成の推進といった各般の施策を総合的に、かつ計画的に講ずることによって、食料自給率、食料自給力の維持、向上を図つていくと、そういう考え方で進めているわけであります。

ただ、御指摘のように、現場にこれらの施策が浸透して、何のためにやるのかということがよく理解されるということが重要であると思っていまして、品目ごとの課題や活用できる施策について分かりやすく説明を行う努力はこれからより一層強化していくかなくちゃいけないのではないかと思つております。

○進藤金日子君 大臣、ありがとうございます。

私は今回提案した資料を、全国各地を回りましたて、私自身の講演で使つてあるわけでござりますけれども、多くの方々から御意見を伺つております。消費者の方々とか農家の方々からもおおむね好評でございまして、現在実施している施策の内容自体をこれ変更するわけじゃなくて、これは打ち出し方とか説明の仕方を再整理してしっかりと

分かりやすくするということですから、是非とも
また御検討いただければというふうに思います。
さて、次に、平成三十年度から米政策が転換さ
れるということであります。農家の間では不安の
声が聞かれるわけだけれども、今年限りで廃止
される米の直接支払交付金、これ従来 農業者戸
別所得補償政策と言つておりますけれども、この
の米の直接支払交付金につきまして農林水産省と
してどのように評価しているのか、お聞かせいた
だきたいと思います。

(政府参考人(内閣官房) お答えいたします。)

（西原春子）（林洋輔）お答えいかにござ
るの直接支払校付金につきましては、平成二

五年末に行いました経営所得安定対策の見直しの中、米は麦、大豆などと違いまして十分な国境措置があり、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利はない、また、米につきましては潜在的な生産力が需要を上回っているというような状況にあることから、そういうような政策的な課題が指摘され、平成二十九年度までの措置としたところでございます。

今御指摘のその評価いたしましては、この政策によりまして、実態として全ての販売農家を対象としておりましたので、そのことによりまして農地の流動化のベースを遅らせるというような面があつたというふうに認識しております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

そうした評価の下に廃止決定に至ったというところだと思いますが、私自身は、直接支払という政策ツールは今後ともその適応性を真剣に検討すべきとの立場であります。水田農業の生産構造がある程度安定した段階で、所得を直接的に補償するというのではなくて、安全な食料生産と良好な環境保全を増進するという視点から、適切なクロスコンプライアンス、交差要件と言つておりますが、この適切なクロスコンプライアンスを設定していくわゆる環境支払を導入するという、こういったことも必要なのかなという気がするわけであります。

な食料の供給とともに、農業経営の安定性と持続性を確保して、ひいては持続可能な社会の形成を図つていく上では非ともこの環境支払、検討を深めるべきだというふうに私自身は考えているところであります。

いずれにしましても、米の直接支払交付金は今年度限りで廃止されるわけであります。農家にとりましては、十アール当たり七千五百円、これ十アール当たり九俵収穫した場合、一俵六十キロ当たり約八百三十円ぐらいになるわけであります。この収入が減るわけです。これはやっぱり農家にとっては痛手であります。

しかし、米価を考慮すれば、全国平均で、あくまでもこれ全国平均ですけれども、平成二十七年産米から二十八年産米で一俵六十キロ当たり千円程度、二十八から二十九年産米で、これでも一俵千円程度上昇しているわけです。これに関しましては、失われる八百三十円を上回る米価水準が必要であります。現在の米価水準の安定がこれ重要だというふうに思います。

ただ、米価の問題は米の消費との関連で極めてデリケートな部分があります。米価は全国一律ではなくて、産地と銘柄ごとに需要と供給で決まっていますから、各産地において消費者の需要に応じたきめ細かい生産を行っていく、これがやはりポイントになるのだというふうに思います。この際、この米価のみに着目するのではなくて、生産コストを徹底的に削減してその削減分を所得の増加に結び付けていくという、こういう努力も重要なだというふうに考えるわけであります。

そこで、米中心、米作中心農家の所得向上を図るために、生産コストの削減が農家所得に還元される仕組みの構築が不可欠と考えるわけです。個々の農家の努力のみでは対応することが困難な土地改良につきましては、初期投資に係る農家負担を削減するとともに、営農や水管理等に要する維持管理経費を低減して農家の支出を抑えること、農家の所得の向上につなげていくということが重要だというふうに考えます。

な食料の供給とともに、農業経営の安定性と持続性を確保して、ひいては持続可能な社会の形成を図っていく上では非ともこの環境支払、検討を深めるべきだというふうに私自身は考えているところであります。

いずれにしましても、米の直接支払交付金は今年度限りで廃止されるわけであります。農家にとりましては、十アール当たり七千五百円、これ十アール当たり九俵収穫した場合、一俵六十キロ当たり約八百三十円ぐらいになるわけであります。この収入が減るわけです。これはやっぱり農家にとっては痛手であります。

しかし、米価を考慮すれば、全国平均で、あくまでもこれ全国平均ですけれども、平成二十七年産米から二十八年産米で一俵六十キロ当たり千円程度、二十八から二十九年産米で、これでも一俵千円程度上昇しているわけです。これに関しましては、失われる八百三十円を上回る米価水準が必要であります。現在の米価水準の安定がこれ重要なだというふうに思います。

そこで、農家所得の向上に直結する即効性の高い土地改良事業の具体的な展開方向についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君) お答えいたします。

先生から今、土地改良事業の関係について御質問ございました。先生、土地改良のプロ、専門家でいらっしゃいまして、よく御案内とのおりだと思います。豊かで競争力のある農業の実現に向けて、産地収益力を向上させていくということと扱い手の体质強化を進めていくと、こういうことを同時に進めているところでございます。

先生御指摘の即効性の高いという意味では、土地改良事業の中でのんびり工夫をしておりまして、事業に伴う農家負担金の軽減ですが當農作業等の省力化を図つていくことなどを事業の中で進めておるところでございます。

農家負担金の軽減につきましては、これまで農地の集積率に応じまして促進費の交付などによりまして負担を下げてきたところでござりますが、これらに加えまして、先般、土地改良法の改正をしていただきましてこの九月に施行されました改正土地改良法に基づきまして、農地中間管理機構が借り入れております農地につきまして農業者の費用負担によらない形で土地改良事業が実施できるという制度を現在要求をしておるところでございます。

そこで、農家所得の向上に直結する即効性の高い土地改良事業の具体的な展開方向についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(荒川隆君)　お答えいたします。

先生から今、土地改良事業の関係について御質問ございました。先生、土地改良のプロ、専門家でいらっしゃいまして、よく御案内のとおりだと思います。豊かで競争力のある農業の実現に向けて、産地収益力を向上させていくということと扱い手の体質強化を進めていくと、こういうことを同時に進めているところでございます。

先生御指摘の即効性の高いという意味では、土地改良事業の中でのいろんな工夫をしておりまして、事業に伴う農家負担金の軽減ですとか農業等の省力化を図つていくということを事業の中で進めておるところでございます。

農家負担金の軽減につきましては、これまで農地の集積率に応じまして促進費の交付などによりまして負担を下げてきたところでございますが、これに加えまして、先般、土地改良法の改正をしていただきましてこの九月に施行されました改正土地改良法に基づきまして、農地中間管理機構が借り入れております農地につきまして農業者の費用負担によらない形で土地改良事業が実施できるという制度を現在要求をしておるところでございます。

また、土地改良事業の実施に当たりまして、営農ですが水管理等の省力化のための生産コストの削減というものに資するために、農地の大区画化ですか排水改良、さらにはＩＣＴを活用いたしました水管理、あるいは水路のパイプライン化や給水の自動化といったようなことを積極的に推進することとしておりまして、これらによりまして農家の負担の軽減と営農コストの削減が期待されるというふうに考えておるところでございます。

○進藤金日子君　ありがとうございます。

こうした中におきまして、やはり全国各地で土

であります。土地改良予算確保の見通しにつきまして、これは齊藤大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(齊藤健君) 農業の発展基盤を強化していくためには、農業生産基盤の整備を着実に進めていくことということが肝要でありまして、担い手への農地の集積・集約化を促す農地の大区画化、汎用化等を通じた農業の競争力強化や農業水利施設の長寿命化対策や農村地域の防災・減災対策を通じた国土強靭化等の施策を推進する土地改良事業は重要な政策であると認識しております。土地改良をしつかりやつて、その上で消費者の皆さんのが喜んでくださるもの農家の皆さんが創意工夫をしながら作っていただくと、そういう先に日本の農業の将来はあるのではないかと思つております。

土地改良事業については、全国各地から事業の推進に向けた強い御希望をいただいております。今後編成されます平成二十九年度補正予算や平成三十年度当初予算におきまして事業の計画的かつ安定的な推進に必要な予算を確保できるよう、全力で取り組んでまいりたいといたします。

○進藤金日子君 ありがとうございます。大臣から補正予算それから当初予算併せて確保という力強いお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。

次に、米の需要が年間約八万トン減少する中におきまして、先ほども少し触れましたけれども、水田活用の直接支払交付金、これは水田フル活用対策と言われているところでございますが、やはりこの水田活用の直接支払交付金に係る予算の恒久的な確保、これは不可欠であると考えるわけであります。この水田活用の直接支払交付金という施策の農政上の位置付けをいま一度確認したいと思います。また、予算確保の見通しについてもお聞かせいただきたいと思います。

○大臣政務官(上月良祐君) 我が国においては、主食用米の需要が御指摘のとおり毎年八万トンずつ減少いたしております。食料自給率や自給力の聞かせいただきたいと思います。

向上を図るという観点から、水田活用の直接支払交付金による麦、大豆、飼料用米など主食用米以外の作物への支援を行っているところがありまして、こうした支援は安定的に実施していくことが必要であると考えております。

このため、水田活用の直接支払交付金に係る三十年度の概算要求におきましても、麦、大豆、飼料用米など、戦略作物助成の現行単価を引き続き維持した上で、これらの生産拡大にもしっかりと対応できるような額とするとともに、地域の裁量で活用可能な産地交付金につきましても、基本的な仕組みを維持した上で転換作物の拡大に対する支援等に新たに取り組むことといたしまして、必要な額を要求をいたしているところであります。

農林水産省としては、今後とも農業者の方々が麦、大豆、飼料用米など主食用米以外の作物、作物への生産に引き続き安心して取り組むことができるよう、必要な予算をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

今、上月大臣政務官から御答弁いただきましたけど、現行単価をしつかり維持して、それではまた作付けが伸びるであろうところもある程度見込んで上での予算確保という、本当に力強いお言葉、答弁をいただいたと思います。是非とも、この全額確保に向けて全力で頑張っていただきたいといふふうに考えております。

この施策上の位置付けにつきましては、実は農水省の予算説明資料を見ていくと、この水田活用の直接支払交付金は、食料自給力の向上対策という位置付けがこれあるんですね。しつかりされているんです。しかしながら、一般的な受け止めとしては、飼料用米への助成は、需要が年々縮小する主食用米の米価を安定、向上させるための助成と言わせていて、これが一般的な批判につながっているというふうに私考えるわけです。人が食べれる米を家畜用として生産されることに対し助成金として税金を使って、結果として高い米

価に誘導して消費者負担を増やしている、これはおかしい、納得できないという声聞かれるわけであります。

そこで、いま一度、私の配付資料を御覧いただきたいわけであります。飼料用米への助成は、私料部分を青色に変える、自給飼料に置き換える対策なんだと。我が国の中長期的な食料安全保障にとって重要な助成金であることをしっかりと説明して、国民の皆様方から十分な御理解を得ていくことが必要だと考えます。こうしたことからも、やはり私は、食料安全保障の観点から政策の説明に工夫が必要というふうに考えております。是非とも、またこの辺、御検討いただくように強く御提案申し上げたいというふうに思っています。

次に、私も全国を回りながらいろいろな意見をお聞きします。生産現場におきましては、どうもこのタイムリーな情報が伝わっていないんじゃないかなとかいうことを痛感するわけであります。今後この米政策を円滑に進めていくためには、生産現場に對して的確に情報を提供することが極めて重要と考えますが、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私どもも、今委員から御指摘がございましたように、今後の米政策を進めることで、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

この認識は全く同感のところでございます。

これまで農水省といたしまして、各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず主体的に作付けを判断できるようにきめ細かい情報提供を行つてきているところであります。このことは三十年産以降もしつかりと継続していくというつもりでございます。

この施策上の位置付けにつきましては、実は農水省の予算説明資料を見ていくと、この水田活用の直接支払交付金は、食料自給力の向上対策という位置付けがこれあるんですね。しつかりされているんです。しかししながら、一般的な受け止めとしては、飼料用米への助成は、需要が年々縮小する主食用米の米価を安定、向上させるための助成と言わせていて、これが一般的な批判につながっているというふうに私考えるわけです。人が食べれる米を家畜用として生産されることに対し助成金として税金を使って、結果として高い米

価に誘導して消費者負担を増やしている、これはおかしい、納得できないという声聞かれるわけであります。

そこで、いま一度、私の配付資料を御覧いただきたいわけであります。飼料用米への助成は、私料部分を青色に変える、自給飼料に置き換える対策なんだと。我が国の中長期的な食料安全保障にとって重要な助成金であることをしっかりと説明して、国民の皆様方から十分な御理解を得ていくことが必要だと考えます。こうしたことからも、やはり私は、食料安全保障の観点から政策の説明に工夫が必要というふうに考えております。是非とも、またこの辺、御検討いただくように強く御提案申し上げたいというふうに思っています。

次に、私も全国を回りながらいろいろな意見をお聞きします。生産現場におきましては、どうもこのタイムリーな情報が伝わっていないんじゃないかなとかいうことを痛感するわけであります。今後この米政策を円滑に進めていくためには、生産現場に對して的確に情報を提供することが極めて重要と考えますが、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私どもも、今委員から御指摘がございましたように、今後の米政策を進めることで、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

この認識は全く同感のところでございます。

これまで農水省といたしまして、各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず主体的に作付けを判断できるようにきめ細かい情報提供を行つてきているところであります。このことは三十年産以降もしつかりと継続していくというつもりでございます。

この施策上の位置付けにつきましては、実は農水省の予算説明資料を見ていくと、この水田活用の直接支払交付金は、食料自給力の向上対策という位置付けがこれあるんですね。しつかりされているんです。しかししながら、一般的な受け止めとしては、飼料用米への助成は、需要が年々縮小する主食用米の米価を安定、向上させるための助成と言わせていて、これが一般的な批判につながっているというふうに私考えるわけです。人が食べれる米を家畜用として生産されることに対し助成金として税金を使って、結果として高い米

価に誘導して消費者負担を増やしている、これはおかしい、納得できないという声聞かれるわけであります。

そこで、いま一度、私の配付資料を御覧いただきたいわけであります。飼料用米への助成は、私料部分を青色に変える、自給飼料に置き換える対策なんだと。我が国の中長期的な食料安全保障にとって重要な助成金であることをしっかりと説明して、国民の皆様方から十分な御理解を得ていくことが必要だと考えます。こうしたことからも、やはり私は、食料安全保障の観点から政策の説明に工夫が必要というふうに考えております。是非とも、またこの辺、御検討いただくように強く御提案申し上げたいというふうに思っています。

次に、私も全国を回りながらいろいろな意見をお聞きします。生産現場におきましては、どうもこのタイムリーな情報が伝わっていないんじゃないかなとかいうことを痛感するわけであります。今後この米政策を円滑に進めていくためには、生産現場に對して的確に情報を提供することが極めて重要と考えますが、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私どもも、今委員から御指摘がございましたように、今後の米政策を進めることで、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

この認識は全く同感のところでございます。

これまで農水省といたしまして、各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず主体的に作付けを判断できるようにきめ細かい情報提供を行つてきているところであります。このことは三十年産以降もしつかりと継続していくというつもりでございます。

この施策上の位置付けにつきましては、実は農水省の予算説明資料を見ていくと、この水田活用の直接支払交付金は、食料自給力の向上対策という位置付けがこれあるんですね。しつかりされているんです。しかししながら、一般的な受け止めとしては、飼料用米への助成は、需要が年々縮小する主食用米の米価を安定、向上させるための助成と言わせていて、これが一般的な批判につながっているというふうに私考えるわけです。人が食べれる米を家畜用として生産されることに対し助成金として税金を使って、結果として高い米

価に誘導して消費者負担を増やしている、これはおかしい、納得できないという声聞かれるわけであります。

そこで、いま一度、私の配付資料を御覧いただきたいわけであります。飼料用米への助成は、私料部分を青色に変える、自給飼料に置き換える対策なんだと。我が国の中長期的な食料安全保障にとって重要な助成金であることをしっかりと説明して、国民の皆様方から十分な御理解を得ていくことが必要だと考えます。こうしたことからも、やはり私は、食料安全保障の観点から政策の説明に工夫が必要というふうに考えております。是非とも、またこの辺、御検討いただくように強く御提案申し上げたいというふうに思っています。

次に、私も全国を回りながらいろいろな意見をお聞きします。生産現場におきましては、どうもこのタイムリーな情報が伝わっていないんじゃないかなとかいうことを痛感するわけであります。今後この米政策を円滑に進めていくためには、生産現場に對して的確に情報を提供することが極めて重要と考えますが、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私どもも、今委員から御指摘がございましたように、今後の米政策を進めることで、具体的な方策についてお聞かせをいただきたいと思います。

この認識は全く同感のところでございます。

農林水産省といたしましては、平成三十一年四月からの導入を目指している新たな森林管理システムの下で森林整備を進めることにより、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減目標の達成などが図られるよう、税の創設という結論に向けて全力で取り組んでまいりたいと思つております。

○進藤金日子君 力強い御答弁、ありがとうございました。

森林環境税は林業関係者の長年の悲願であります。また、我が国の森林保全と国際的な約束である地球温暖化対策といふ国民的な課題の解決に向けた重要な税であります。是非とも早期に創設・導入すべきことを強く求めるものであります。

次に、治山対策についてでございます。十二月一日に林野庁から、九州北部豪雨等を踏まえた流木、流れ木は立つ木じゃなく、流れ木ですね、流れ木の流害防止緊急治山対策プロジェクトの内容が公表されたところであります。

北部九州豪雨災害等でもこれ非常に問題となつた流木対策、流れ木の対策につきまして、短期的対策と中長期的対策に分けて実効性のあるものとすることが重要と考えるわけでござりますが、具体的な展開方向についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(沖修司君) 今年七月の九州北部豪雨による流木災害等の発生を受けまして、林野庁に設置いたしました流木災害等に対する治山対策検討チームにおきまして、今回の災害発生メカニズムの分析とか検証などをを行うとともに更なる効果的な治山対策の検討を行いまして、十一月二日に中間取りまとめとして公表したところでござります。この中で、今回の災害におきましては、記録的な豪雨により多量の雨水が谷の最上流部にござりますへこんだ地形などに集中いたしまして、樹木の根系が及ぶ範囲よりも深い部分で崩壊が発生したと分析しているところでござります。

この分析等を踏まえまして、流れ木、流木等の発生、流出の形態に応じまして、森林を崩壊の発

生区域それから流下区域、堆積区域に区分した上で、まず流木捕捉式治山ダム、シリット式のダムですね、などの治山施設の整備といった短期的に効果の発現が見込まれる対策のほか、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備といった中長期的な災害に強い森林づくり対策、こういったものを計画的に推進することとしてございます。

また、先般、国土交通省と連携して行いました緊急点検で、早急な対策が必要な箇所といたしまして全国で約一千二百地区を抽出したところでございまして、今後おおむね三か年で、中間取りまして示された流木対策を緊急的、集中的に推進することとしてございます。

今後とも、地域の安全、安心の確保のため、事前防災・減災に資する国土強靭化の観点から、効果的な治山対策に取り組んでまいります。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

国土交通省からも、中小河川緊急治水対策プロジェクトというものがこれ十二月一日に公表されておりまして、土砂・流木対策として透過型砂防堰堤等の整備が打ち出されたところでござります。

林野庁は、流木捕捉式治山ダム、今長官、シリットダムというふうに言われた、これ分かりやすいと思うんですけど、それは名前としては流木捕捉式治山ダム、これ、国土交通省は土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤と言っているわけでございます。

いずれにしても、これは双方で緊密に連携して、悲惨な災害の状況あつたわけでございますので、緊急に対策を講じられますように、両省でしっかりと連携して対応をいただくようにお願いいたしたいというふうに思います。

やはり、治山対策も森林整備にいたしまして、も、予算の確保が重要でございます。林野公共を始め、関係予算の確保を強くお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、水産業についてでございます。

生区域それから流下区域、堆積区域に区分した上で、まず流木捕捉式治山ダム、シリット式のダムですね、などの治山施設の整備といった短期的に効果の発現が見込まれる対策のほか、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備といった中長期的な災害に強い森林づくり対策、こういったものを計画的に推進することとしてございます。

また、先般、国土交通省と連携して行いました緊急点検で、早急な対策が必要な箇所といたしまして全国で約一千二百地区を抽出したところでございまして、今後おおむね三か年で、中間取りまして示された流木対策を緊急的、集中的に推進することとしてございます。

今後とも、地域の安全、安心の確保のため、事前防災・減災に資する国土強靭化の観点から、効果的な治山対策に取り組んでまいります。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

国土交通省からも、中小河川緊急治水対策プロジェクトというものがこれ十二月一日に公表されておりまして、土砂・流木対策として透過型砂防堰堤等の整備が打ち出されたところでございます。

林野庁は、流木捕捉式治山ダム、今長官、シリットダムというふうに言われた、これ分かりやすいと思うんですけど、それは名前としては流木捕捉式治山ダム、これ、国土交通省は土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤と言っているわけでございます。

いずれにしても、これは双方で緊密に連携して、悲惨な災害の状況あつたわけでございますので、緊急に対策を講じられますように、両省でしっかりと連携して対応をいただくようにお願いいたしたいというふうに思います。

やはり、治山対策も森林整備にいたしまして、も、予算の確保が重要でございます。林野公共を始め、関係予算の確保を強くお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、水産業についてでございます。

本年四月に新たな水産基本計画が閣議決定され、三月には新たな漁港漁場整備長期計画が閣議決定されました。本年は、我が国の水産政策の展開にとって極めて重要な局面であると認識しているわけであります。

そこで、漁業の成長産業化に向けて、これ現場の漁港、漁場の整備を中心としたもので、これを計画的に推進することとしてございます。

また、先般、国土交通省と連携して行いました緊急点検で、早急な対策が必要な箇所といたしまして全国で約一千二百地区を抽出したところでございまして、今後おおむね三か年で、中間取りまして示された流木対策を緊急的、集中的に推進することとしてございます。

今後とも、地域の安全、安心の確保のため、事前防災・減災に資する国土強靭化の観点から、効果的な治山対策に取り組んでまいります。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

国土交通省からも、中小河川緊急治水対策プロジェクトというものがこれ十二月一日に公表されておりまして、土砂・流木対策として透過型砂防堰堤等の整備が打ち出されたところでございます。

林野庁は、流木捕捉式治山ダム、今長官、シリットダムというふうに言われた、これ分かりやすいと思うんですけど、それは名前としては流木捕捉式治山ダム、これ、国土交通省は土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤と言っているわけでございます。

いずれにしても、これは双方で緊密に連携して、悲惨な災害の状況あつたわけでございますので、緊急に対策を講じられますように、両省でしっかりと連携して対応をいただくようにお願いいたしたいというふうに思います。

やはり、治山対策も森林整備にいたしまして、も、予算の確保が重要でございます。林野公共を始め、関係予算の確保を強くお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、水産業についてでございます。

本年四月に新たな水産基本計画が閣議決定され、三月には新たな漁港漁場整備長期計画が閣議決定されました。本年は、我が国の水産政策の展開にとって極めて重要な局面であると認識しているわけであります。

そこで、漁業の成長産業化に向けて、これ現場の漁港、漁場の整備を中心としたもので、これを計画的に推進することとしてございます。

また、先般、国土交通省と連携して行いました緊急点検で、早急な対策が必要な箇所といたしまして全国で約一千二百地区を抽出したところでございまして、今後おおむね三か年で、中間取りまして示された流木対策を緊急的、集中的に推進することとしてございます。

今後とも、地域の安全、安心の確保のため、事前防災・減災に資する国土強靭化の観点から、効果的な治山対策に取り組んでまいります。

○進藤金日子君 ありがとうございます。

国土交通省からも、中小河川緊急治水対策プロジェクトというものがこれ十二月一日に公表されておりまして、土砂・流木対策として透過型砂防堰堤等の整備が打ち出されたところでございます。

林野庁は、流木捕捉式治山ダム、今長官、シリットダムというふうに言われた、これ分かりやすいと思うんですけど、それは名前としては流木捕捉式治山ダム、これ、国土交通省は土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤と言っているわけでございます。

いずれにしても、これは双方で緊密に連携して、悲惨な災害の状況あつたわけでございますので、緊急に対策を講じられますように、両省でしっかりと連携して対応をいただくようにお願いいたしたいというふうに思います。

やはり、治山対策も森林整備にいたしまして、も、予算の確保が重要でございます。林野公共を始め、関係予算の確保を強くお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、水産業についてでございます。

取組を支援をするといったことのほか、野生鳥獣を地域の所得に変えていくジビエの振興といったようなことも取り組んでいきたいと思っております。また、観光、教育、福祉などと連携をいたしました都市農村交流ですとか、農泊の推進や、また農村への移住、定住促進といったものを進めたいと考えておるところでございます。

先生御指摘のとおり、これらを全国展開していくためには優良事例の横展開が大変重要なございまして、優良事例集の作成、ホームページへの掲載ですとか、地域の皆様の疑問や相談にすぐ応じることができるような体制をつくっていく、こういったことをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございます。しっかりと対応いただきたいというふうに思います。しっかりと時間も少し迫ってきましたので、農林水産業に関する国際環境の変化の質問を予定していたのですが、齋藤大臣が言及された、チャンスを最大限に生かせるのが輸出促進だというふうに思っています。

我が国はアジア・モンスーン地帯に位置しています。そして、四方を海に囲まれた海洋国家でもあります。本来、農林水産業を営む上でのポテンシャルは極めて高い国であります。このポテンシャルを最大限に引き出すには、私は、略奪的な農林水産業ではなくて、資源循環型の持続可能な農林水産業を再構築することが重要だと考るわけであります。

輸出促進に当たっては、コマーシャルベースでの知見、戦略だけではなくて、我が国の資源循環の力を最大化して、輸出の延長線上には美しく活動する農山漁村の蘇生があるんだと、再生があるんだという見えるものがあつてほしんだと思うわけであります。そして、すばらしい我が国の農林水産物の生産現場にたくさんの方々が訪問する、そういう展望を持った輸出促進、これは非ともお願い申し上げたいというふうに思います。

齋藤大臣は、先般の農林水産行政に関する基本的な考え方を述べられた後に、農林水産業の持続的な発展と農林漁業者の皆様の所得向上を実現する、そのことを通じて食料自給率を向上させ、国民の皆様の豊かな食生活を守ると力説されました。全く同感であります。こうした強い思いを実現していくためには、現場や地域の多くの声に耳を傾けて、まさに現場主義 地域主義に立ち返つて、スピード感を持ちつつも丁寧に政策を進めていくことが重要だと考えております。

最後になりますけれども、農業、農村の基盤を支える、私は、やっぱり土地改良は日本の命綱だろうと思っています。また、国土と国民生活を支えている農山漁村は日本の命綱であることを強く訴えさせていただいて、私の質問を終えさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○舟山康江君 民進党・新緑風会の舟山康江でございます。

今日は待ちに待った齋藤大臣に対する所信質疑ということでありまして、考えてみれば、八月に内閣改造が行われまして、今十二月ですから、本当に長い間議論がないままに、この委員会も開かれることなく来たというのは非常に残念だったなと思っております。

ただ一方で、世の中は待つてくれなくて、来年からは米政策が大きく変わりますし、また、この間、日EU・EPAの大枠合意がなされたりとか、大変様々な動きがありました。そういう中で、今日はせっかく新しく大臣が替わられた中で、今日は、せっかく新しく大臣が替わられた中で、大臣の基本的な認識についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ一方で、世の中は待つてくれなくて、来年からは米政策が大きく変わりますし、また、この間、日EU・EPAの大枠合意がなされたりとか、大変様々な動きがありました。そういう中で、今日はせっかく新しく大臣が替わられた中で、大臣の基本的な認識についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ものであると理解をしております。

○舟山康江君 今大臣がお話しされたその食糧法の今規定と、いわゆるこの行政による生産数量目標の配分の廃止というのは矛盾しないんでありますか。

○国務大臣(齋藤健君) 米政策の見直しは、三十年産米から米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分が廃止をされるということにはなりますけれども、引き続き需要に応じた生産をはりそれに対して政府が、またこの国会がしっかりとチェックをし、監視をしていかなければいけないなということをまず冒頭、私の思いとして申し上げたいと思いますし、是非、大臣にはそのことは、今少し言及いたしましたけれども、来年とも踏まえてこれから農林水産政策の先頭を走っていただきたいと思つております。

さて、今少し言及いたしましたけれども、来年度、平成三十年産から米政策が大きく変わると、こういった状況であります。一つは、生産数量目標の配分、国による配分をやめるということ、それから米の直接支払交付金を廃止すると、この二点は非常にインパクトが大きいと思つております。

さて、この食糧、とりわけ主食ですね、やっぱり日本の主食は米であるということは、これ間違いないと思います。いわゆる土地利用型の農業の多くは主食用米の生産が担つておりますので、この位置付けというのは変わらないと思つております。

さて、この食糧、とりわけ主食ですね、やはり日本の主食は米であるということは、これ間違いないと思います。いわゆる土地利用型の農業の多くは主食用米の生産が担つておりますので、この位置付けというのは変わらないと思つております。

ただ一方で、世の中は待つてくれなくて、来年からは米政策が大きく変わりますし、また、この間、日EU・EPAの大枠合意がなされたりとか、大変様々な動きがありました。そういう中で、今日はせっかく新しく大臣が替わられた中で、大臣の基本的な認識についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○舟山康江君 確かに、実質的にはかなり様々なデータの提供ですか、そういうことによって、都道府県別、まあ大体需給見通しを基に都道府県が計算をするなり、水田協議会等で配分等をしていく都道府県が多いと聞いておりますけれども、実質的に国がかなり情報提供するということになわけですから、あえて国が手を引きます、配分しませんと言ふ必要はないと思うんですよね。実質的に配分に近い形で情報を出していると。説明資料を見ても、要は誰でも都道府県別に計算ができるようになつていて、そういうことがあるわけですから、だつたらえて、もうやめますやめますではなくて、国がちゃんとやるんですよというメッセージを送つたつていいんじゃないかなだと言つてゐると思つてますね。何か意地でもう国はやらないんだと言つてゐるとか、そういうことですけれども、何でこんなにかたくなんでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) まず、舟山委員がおつしやつた、これから産業政策、地域政策、両方大事なんだという視点については全く同感でありますし、この今御質問の主要食糧の安定供給は誰が責任を持つのかという点につきまして、主要食糧である米及び麦につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、食糧法におきまして、政府は需給見通しを策定し、それにに基づく備蓄運営等を通じて需給及び価格の安定を図るというふうにされておりますので、私どもはこの政府の責任においてしっかりと安定供給を図つていく

○國務大臣(齋藤健君) 意地になつてゐるつもりはないんですが、たゞ、これから日本の人口といふものが今まで以上に急速に減つていく現状があるわけですね。これは避けて通れない道であるわけです。そういう意味では、お米の需要も、まだ今までの減り方に比べて、更にこれから急激に需要が減つていくと。そのときにどうやつて需要に見合つた生産を構築していくのがいいかということについてはいろんなやり方が多分あるんだらうございます。

今までの国による配分ということを続けておりますと、来年のお米の生産量は需要に見合つたものにしようとする、今年よりこれだけ減ります、再来年はもっと減ります、さらにその先はもっとと減りますと、こういう事態が継続していくことが容易に想像できるわけであります。そうしますと、一戸当たりの農家に配分される生産量というのはどんどん減つていくということになるわけであります。そういうことになりますと、いざれどこかでこの政策の継続というものが難しくなるのではないかと。そうなる前に、主食米以外のものを生産することによりまして、水田を維持しながら所得も何とか確保できるように、そういう形での、つまり需要に見合つた生産をしやすくするように、様々な助成も組み合わせて需要に合わせた生産ができるような体制に早く移行していくことが大事なんだろうということで来年以降の政策展開につながつてているということでありますので、そういう大きく人口が減つていく中でどうやつて需給を合わせていくかというその一つの手法として私どもは展開をさせていただきたいと考えてゐるわけであります。

○舟山康江君 需要が減るとか配分量が減るから国がやめるというのは、何か論理としてちょっと分かりにくいくと思うんですね。今まで、主食用米のやはり需要が減る中でも一定の需要があるので、需要に見合つた配分があり、その代わりにじや、何も作らなくていいのかではなくて、やはり足りないものがある、だからこそ、いわゆる戦

略作物の生産振興を進めてきたわけですね、
セットでやつてきた。それはやっぱり国の責任で
主食用米も安定生産を促す、そのほかの戦略作物
も頑張つてもらおうということで応援してきたわ
けで、そのことがすなわち国が配分しなければい
い方向に行くというのとは全然これつながらない
と思います。

ですから、やはり、実際には都道府県が困らな
いようにデータを出すんだということを言つてい
るわけですから、私はメツセージとして、あえ
て、国は手を引く、手を引くということを強調す
るんではなくて、大事な作物だからこそ、主食だ
からこそやはり一緒にその戦略作物の生産振興と
ともに主食用のあるべき生産を考えていきましょ
うということを国がやっぱり先頭に立たなければ
ば、食糧法にも反しますし、また食料・農業・農
村基本法の国の責務というところにも反してしま
うんではないかという、そんなふうに思うんです
よ。

やっぱり私は、国がその辺の配分等はしっかりと
と責任を持つべきだとということを改めて明確に、
まさに冒頭言いましたけれども、どこかの上の誰
かが言つたからではなくて、現場なわけですよね。
現場の声はやはりきちんと国が関与してくれ
というわけですから、現場の側に立つのが農林水
産省なのか、何とか推進会議の立場に立つのが農
水省なのといったときに、やっぱり現場だと思
うんですね。そう考えたときに、私はここは国
がきちんとグリップしてメッセージを發していただきたい
だときたいということを改めてお願ひしたいと思
います。

そして、米の直接支払交付金の廃止ですけれど
も、要は、先ほどもこれも言いましたけれども、
消費量が減つたとはいえ、やはり土地利用型農業
の大部分は主食用米の生産であります。ですか
ら、土地利用型農業といえば米の生産ということ
には二アリーコールだと思いますけれども、
この農業生産に関してはかの主要先進国で、欧米
等で何らの直接支払を行っていない国というのは

○政府参考人(横山紳君)　お答え申し上げます。
農業は、食料の安定供給や地域経済の発展、農村社会の維持等に重要な役割を果たしておりますことから、各国がそれぞれの抱える課題に応じまして必要な政策を実施しているところと承知しております。
主要先進国ということでございますが、例えば米国におきましては、現在、農家の経営安定を図る観点から、収入や価格の変動に対応するためのセーフティーネットとして、農業リスク補償、価格損失補償等の直接支払が行われております。
また、EUにおきましては、共通農業政策の一環といいたしまして、作付面積や過去の支払実績に基づく直接支払や、農村振興政策の一環としての直接支払でございます条件不利地域支払等が行われているところでございます。
○舟山康江君　一方で、日本の主食用米について、来年以降、そのようなわゆる直接支払制度というものは、存続、何かほかに代わる政策が生まれるんでしょうか。
○政府参考人(柄澤彰君)　今委員から、直接支払の仕組みについてのお尋ねというふうに理解しております。
そういう観点から考えますと、地域政策的なものと産業政策的なものがあるうかと思ひますが、少なくとも、産業政策的なものを見た場合につきましても、例えばいわゆるゲタ対策、畑作物のいわゆるゲタ、直接支払の仕組み、あるいは水田活用の直接支払の交付金の仕組み、こういったものは引き続き存続するというふうに考えております。
○舟山康江君　いやいや、主食用米に關してお伺いしています。
○政府参考人(柄澤彰君)　どういったものが直接支払かということもござりますけれども、例えばナラシ対策というのは米も対象にしておりますが、収入減少影響緩和というような形で農家にお支払いするという政策であると思います。

○舟山康江君 もうナラシべりいしかなくなつた
んですよ。多分これ、収入保険はまた別の仕組み
ですか。
　いわゆるほかの国、アメリカでさえやつてある
ような不足払い的な直接支払は、主食用米につい
てはもうなくなるということ、これはすごく衝撃
だと思うんですよ。ほかの国、何かこう、それこ
そ効率化とか規模拡大とか、強い農業と言つて
ますけれども、ほかの国、何で強いか。様々な
手を打つて、きちんと再生産を確保しているから
だと思います。
　いまだに、生産費調査等を見ると、主食用米で
さえ平均すると黒字ではないんです。生産費が販
売価格を上回つていると、こんな状況なわけです
から、それで、いわゆる民主党政権のときに戸別
所得補償制度をつくり、それが今でも引き継がれ
てきたということだと思います。
　そういう中で、なぜ主食用米のいわゆる支援を
なくすのかということは、非常にこれ現場に混乱
を与えていたと思います。確かに、様々な説明会
を聞きますと、いわゆる米の直接支払交付金の分
の予算はほかにも回していると言いますけれど
も、主食用米をどうするかと、これがベースなわ
けですよ。これが今非常にすっぽりと抜け落ちて
いるということは、私は大きな問題だと思いま
す。
　大臣、この問題についてしつかりともう一度お
考えいただきたいと思います。別に日本だけがど
りわけ過保護な政策を打てと言つてはいるわけでは
ありません。欧米ではきちんと、それこそ国家戦
略として、安全保障として主食、土地利用型を
守つているという中で、なぜ日本はこの主食用米
に関してその政策を捨ててしまうのか。ここにつ
いてもう一度再考いただきたいと思っております
けれども、大臣のお考えをお聞かせください。
○國務大臣(齊藤健君) その主食用米の政策を捨
ててしまうという意識は全くなくて、トータル
で、先ほど来お話ししておりますように、水田を
フルに活用していただくために新しい政策をいろ

いろいろ講じてきているわけであります。その中で、米あるいは水田を活用して生産をされている方々の所得が、食べるお米の需要が減少する中でも何とか維持できないかということでこれまで努力をしてきておりますので、そういうトータルな総の中で御判断いただきたいなどいうふうに思いました。

○舟山康江君 ですから、やはり主食用米の生産と戦略作物の生産はセットで考えていただきないと、私は、やはり米に対する、農地に対する、いわゆる農業ですね。農業に対する意欲の低下というのは、非常にこれから先大きく懸念されると思っております。

お配りしたグラフを見ていただきたいと思いますけれども、ここ最近、いわゆる荒廃農地が大きく増加をしております。これは、別にかつての民主党政権の自慢をするわけではありませんけれども、少なくとも、米の所得補償、いわゆる所得補償交付金があった時代には安心して再生産ができるたといふことで、やっぱり何とか頑張らう、何とか農地を守つていこうという意識が働いたんではないかと思います。このときに一番いわゆる荒廃農地が少なかつたわけでありますけれども、その後どんどん増えて、二十九年度でもかなり大きく、まあ過去、平成の頭ぐらいはもっと大きかったですけれども、増えているということです。

それが、今度この七千五百円の経営安定所得対策の直接支払交付金もなくなるという場合に、さて、じゃ来年、平成三十年、どうなつてしまふんだと私は非常に懸念をしているんですね。確かに、何かいろんな説明を伺つておりますと、いわゆる需給は縮まつていると、過剰作付けもなくなつたし主食用の需給が縮まつていると、あたかもいい、もう作らなくていいやといふこの諦めの気持ちの中で米を作れなくなつたとすれば、これは手放しで喜んでいらっしゃると思います。

来年以降、こういった所得補償がなくなつた場合にまた荒廃農地が大きく増えてしまうんではなかという懸念がありますけれども、大臣、そこはどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(齋藤健君) 今、舟山委員のお話の中でも言及ありましたけれども、直近の三年間の二十七、二十八、二十九年産のお米の状況を見ますと、主食用米につきましては三年連続で、全国ベースですが、過剰作付けが解消されています。一方で、戦略作物について見てみると、過去三年間で、飼料用米が一・二万ヘクタール、加工用米が〇・五万ヘクタール、WCS用稻が〇・五万ヘクタール、大豆が〇・四万ヘクタールと、それぞれ増加をいたしております。そういう意味では、主食用米の生産から需要のある戦略作物への転換が進んできて、主食用米の作付面積の減少で荒廃農地が増加しないよう水田フル活用を図つてきいて、その数字も上がつてきているんじやないかと思っています。

したがいまして、三十年産以降におきましても引き続きこれらの主食用米以外の作物の生産を支援することで水田を何とかフル活用していきたいということで努力をしていきたいと思っております。

○舟山康江君 いや、それは、今國でお示ししましたけれども、現実に荒廃農地といふのは増えていくというのがまず一つ。そして、やはり来年以降こういった米に対する支援がなくなるということは、多分これは、実際にお金が入らなくなるところの経済的な負担が一つと、やっぱり精神的に、ああ、米についてはもう政府は関わらないんだと、だったらもうここでやめようという心理的なインパクトつてすごくあると思うんですよ。

そういう中で、やはり米だから何とか頑張つて作つていたという方々が、もうこれで、これを機にやめようという人は増えないと私言い切れないと、その辺の手当てをきちんととしていかなければ、また、地域社会は結局大規模な農家だけ成り立つてあるわけではありません。中小と

かまた高齢農家とか、いろんな皆さんがやっぱりできるだけそこで農業を継続していただくことがいかかという懸念がありますけれども、大臣、そこはどのようにお考えでしようか。

合にまた荒廃農地が大きく増えてしまうんではなかという懸念がありますけれども、大臣、そこはどちらのようにお考えでしようか。

○舟山康江君 ありがとうございます。地域社会を維持し、発展させ、そしてひいては農業生産の増大にもつながるということですか、やはりそこに対する視点が少し今の政策からは欠けているんじゃないかなと。

その辺の懸念をこの荒廃農地の増大とともに指摘をさせていただいて、是非これから、その中小規模の農家に対する支援、また主食用米に対する支援をもう一度、再度しつかりとお考えいただきたいと思いますので、大臣に強くお願ひを申し上げます。

続まして、飼料用米についてお聞きします。私は、先ほどの進藤委員の御質問にもありましたが、飼料用米をまさに輸入に頼つて、飼料に代替していくという意味では、飼料用米の生産振興そのものに異議を唱えているわけではありません。まだまだやはりこれを増やしていくかなればいけないと私は思つてますけれども、一方で、今は現場で起きている問題も今すぐ顕在化していると、この問題であります。

そういう中で、一面では、今、政府の方も元々八万円から、今度は数量払いでの単収が増えれば十万五千円まで上乗せをすると、いう政策ですとか、多収品種を使えば更に上乗せとかいろいろやってます。これ、また後で質問させていただきますが。

そういう中で、一面では、今、政府の方も元々八万円から、今度は数量払いでの単収が増えれば十万五千円まで上乗せをすると、いう政策ですとか、多収品種を使えば更に上乗せとかいろいろやってます。これは本当に助成金が増えるというのではなく、ただまだやはりこれを増やしていくかなればいけないと私は思つてますけれども、一方で、今は現場で起きている問題も今すぐ顕在化していると、この問題であります。

農林水産省として、現在の飼料用米の平均取引価格というのはどうぐらいと考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(柄澤彰君) 御指摘の飼料用米につきましては、これは主として飼料として利用されております輸入のトウモロコシの価格と運動して価格が形成されているというふうに理解をしております。

○政府参考人(柄澤彰君) 御指摘の飼料用米につきましては、これは主として飼料として利用されております輸入のトウモロコシの価格と運動して価格が形成されているというふうに理解をしております。

そこで、輸入のトウモロコシにつきまして直近五年ほどの価格変動を見てみますと、おおむねキロ当たり二十円から三十円くらいのレンジで変動しております。したがって、飼料用米の価格につきましても、私も聞き取りを行いましても、ほぼこのレンジで取引されております。二十円から三十円くらいの幅で取引されている事例が多かるうと思います。

なお、実際に飼料用米を販売される農家の手取りにつきましては、この畜産農家への販売価格から三四十円くらいの幅で取引されている事例が多かるうと思います。

なれば、また、地域社会は結局大規模な農家だ

引いたものとなりますけれども、その際、近くに畜産農家がある場合、あるいは遠くの飼料工場に供給する場合、いろんなケースがございますので、そのコストについてはそれぞれ様々な事例があろうかと承知しております。

す。
私、なぜこの問題を取り上げたかというと、あ

る農家の方から飼料用米を作つても全くもうがらないという話を聞いたからです。幾らで売つてみると聞いたところ、玄米でキロ四円と言つていました。その話、もうそれは非常に極めて例外な話かと思つて、その話をきつかけとしていろいろの方に聞いてみました。そうすると、私は山形ですのとで山形県内の状況しか知りませんけれども、山形

県内どこに行つても大体似たような状況でした。大体四円、六円。それで、その四円という方に閑しては、いわゆる検査料を引くと、もう検査料と袋代を引くと赤字になると。何とか交付金があるからやっているけれども赤字なんだということを言つておりますし、ほかの農協とかほかの企業にも聞きましたけれども、大本に行きました。

そうすると、流通経費とか袋とか検査とかその刃を引くと赤字だと「うー」とですんで、まあ私も

二、三十円ぐらいであれば、これ何とか可能だと
思いますが、それでも、要は、民主党政権でいわゆる
米の戸別所得補償を導入するときに、補助金出せ
ば価格が下がるんだと随分言われましたけれど
も、それでも主食用米はまだ取引価格が見えます
からそんなにひどい値引き合戦にはならないと思
いますけれども、飼料用米は相対だつたりとか非
常に見えないところでの取引がありますので、恐
らく現状は、これ山形県だけが特殊であればこれ
はこれで問題ですけれども、似たような状況が私
は各地で起きているんではないかと思います。
補助金を上げる、生産意欲を刺激する、これは
いいことですよ。だけど、それをいいことに、非

常にこの現場の取引価格が、余りにも、まあ安くなければ供給できないということはありますけれども、でも、私は今の現状を見ると下げ過ぎだというふうに思うんですよ。ですから、そこの実態を是非お調べいただくな
り検証いただいて何か対処をしていただきかな
いと、本当に、何というんでしよう、せっかくこの財政投入をしても無駄になってしまっているとい
う部分があるのではないかと思いまので、是非そこは調査をお願いしたいと思いまますけれども、
大臣、感想をお聞かせください。

○國務大臣(齋藤健君) 大変重要な御指摘をいた
だいたと思っております。これは銅料用米政策を
進めていく上で非常に重要な点だと思いますの
で、しっかりと把握するようにしていただきたいと思
います。

○舟山康江君 もう一つですけれども、飼料用米の振興もいいんですが、やはり麦とか大豆、特に大豆などは、やはりいわゆる和食とか日本型食生

活に欠かせないものの原料になっていますけれども、まだまだ大豆の自給率が低いという状況の中で、やはりもう少し生産振興を後押ししなければいけないなと思いますけれども、ここをどのように考えておられますでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 麦や大豆は、水田を有効

に活用しつつ、食料自給率、食料自給力の向上を図る上で重要な戦略作物であると考えておりますが、平成二十二

では、平成二十五年度を基準年として、目標年度
年三月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画

では平成二十五年度を基準年として目標年度であります平成三十七年度に向けて、小麦は八十

「一萬トンから六十五万トン 大豆は二十万トンから三十二万トンの生産努力目標を掲げて、需要に応じて生産拡大を図つて、二十二年度からミン

応した生産拡大を図っているところでありまして、近年の地産地消ですか安全、安心を求める消費者の国産志向の高まりにつれて、国産の

消費者の国産志向の高まりによりまして、国産の麦や大豆を使用した商品が増加するなど、需要が堅調に推移しております。

聖訓は指移をしておりまして 天候による生産量のばらつきはあるんですけども、直近の統

計によりますと、生産量は小麦で九十万トン、大豆では二十四万トンと拡大傾向となっておりまして、引き続き、需要に応じた生産拡大を図るために、御案内のような経営所得安定対策ですとか水田活用の直接支払交付金ですか新品种の導入ですか輪作の適正化ですか、様々な政策を組み合わせてこの麦、大豆の生産振興を図つていきた

いと考えております。
○舟山康江君 やはりこの戦略作物の中で、飼料
用米に比べて拡大のペースがやつぱりまだまだ遅

いと思うんですね。非常に私はこの辺の生産振興も主食用米とセットで共に応援をいただきました。いとりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、主要農作物種子法の廃止に伴う事務次官通知についてお聞きしたいと思います。

人、事務次官に直接その思いとか趣旨をお聞きしたかつたんですけれども、残念ながら理事会の中

で呼べなかつたというのは非常に残念なわけですけれども、大臣が代わりにということになつておりましたので、大臣、是非よろしくお願ひいたし

ます。

ちょっと驚きました。本来の通知というのは、これからどうしてほしいとか、種子法がなくなつた

けですから、廃止に伴つて、じゃ新しい対応はどうするのか、それから、新たな法体系に移ると

されは、それは、なんらかの法律で何をしていくのか、また、廃止したことに伴って起こり得る問題点とか、それから、混乱を避けるために国がガイド

ドラインを示すとか、そういうものであるべきだ
と思いますけれども、今回のこの通知、何かこの
略へ

廃止したことの背景とか言い訳とかそれから何か解釈の押し付けとか、そのことがずらずら並んで、何う二つ最初の印良からりで

今更不要なんですよ。
歩いて何なんだと」という最初の日象であつた
した。私は正直見たことないですね、こんな形式
の通知というのは。何かもう廃止した理由なんて

何か言い訳がましくて、解釈の押し付けがひど過ぎるということがまず私の印象なんですねけれども、この通知の趣旨、一体何なのか、端的に大臣から、事務次官に代わってお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(齊藤健君) 法制度の改廃や大きな変更が行われるに当たっては、広く関係者にその経緯や趣旨を周知をして新たな制度への円滑な移行を図るということは必要なことだらうと思います。

このような考え方の下で、この通知においては、主要農作物種子法の果たしてきた役割と廃止に至るまでの経緯や種子法廃止後の都道府県の役割等の事項について、多くの官民の関係者にあらかじめ広く周知をするということによつて、法廃止後の制度への円滑な移行を図ると、こういつた思いで次官が出されたものだと理解しております。

○舟山康江君 いや、でも、これちょっと、本当にこんなのがいいんでしようか。私は、もうこれ委員会として問題にするべきだと思いますよ。

委員会で指摘した指摘事項とか、附帯決議とか、何か無視したような形になつてゐるんですね。ちょっとそれ細かく見ていきたいと思いますけれども、まず、例えはこれ、一枚目の2の(4)ですけれども、2の(4)に、都道府県が今まで民間の参入を阻害していたとか、画一的な品種開発しかしていなかつたとか、いわゆる多様な需要に対する品種とかコストを下げる品種の開発には取り組んでこなかつたとか、都道府県が悪かつたかのように書かれておりますけれども、それは何を根拠に言われているんでしょう。

○國務大臣(齊藤健君) この十一月十五日に発出した事務次官通知の今御指摘の2の(4)については、主要農作物種子法により都道府県に対しても法律の義務を課してきた結果、各都道府県において、当該都道府県における高価格帯での販売を期待して家庭用需要向けの品種開発を行う傾向が強くて、そのような新品種の生産拡大に取り組む事

例が増えてきた一方で、外食・中食産業用や輸出用などの多様な需要に対応する目的で開発された都道府県育成品種が近年ほどんど見られないこと、それから、都道府県が開発した品種が優先的に当該都道府県の奨励品種になつております。また、例えばウルチ米では民間企業が開発した品種で奨励品種に指定されているものはほとんどないとか、したがつて民間事業者はこれらの分野における品種開発の意欲が湧きにくくなるといった状況が続いてきたと。

こういう状況を継続していくは、我が国農業の競争力の強化に向けての官民の総力を挙げた種子の開発、供給体制を構築することはできないのではないかという判断から、このよくな通知の記載に至つたところであると理解をしております。

○舟山康江君 非常に、私これ、都道府県に対しても失礼だと思いますし、今回の種子法廃止に伴う通知の意味というのは、廃止に伴つて、それこそ種子のいわゆるこの生産の確保とか原種の保存とか、そういうことに對してもう県は一切しなくていいのかということに対し、いやいや、そうじやなくて、引き続きお願ひしますと、種苗法に変わりました、種苗法にここに書いてあります、そういうことを通知するのが通知じゃないんですね。

だから、元々の、地方自治法の二百四十五条に基づく技術的助言として通知を出すということですから、そういうことだと思いますけれども、そんな過去のことをどうこう言うんじゃなくて、これからどうするべきだと、その技術的な助言をしてあげるのが通知なわけですけれども、全然違います。

そして、更にもう一つ申し上げますけれども、附帯決議、これはこの委員会でもきちんと議論をして附帯決議を付けさせていただきました。その中では、都道府県の取組が後退することのないよう、財政需要についてもそれこそ努めました。しかし言っていますし、また、国会の答弁の中、やり取りの中でも明確に国や都道府県の基本的な役割

は変えないでおきたいと答弁をされております。

そういう中で、何かこの都道府県の役割は変わったかのような方というのにおかしいと思うんですよ。

この三ページ目の3番の(1)なんか、これも、これまでひどいんですけれども、上から四行目から最後、これ一文ですかね、区切りなく、何を言いたいのかよく分からぬ。何かこの県の役割は同じなのかなと思いつか、民間参入が進むまでの間はやつていいというようなことのようですし、

その上のパラは直ちに取りやめることを求めていたりではないとか、何か非常に、元々のここに到達した、委員会で議論した中身と通達の中身が全く違うと私は思います。

まず、都道府県の役割をどうこれから考えるのか、そして財政的手当てというのはどこに書いてあるんでしょうか、教えてください。

○國務大臣(齋藤健君) この通知におきましても、御指摘の参議院農林水産委員会における、ま

ず附帯決議については、政府としてこれは重く受け止めしつかり対応していきたいと思っていま

す。そこで、だらだら余計なこと、しかも民間事業者の参入促進だけが強調されていて、まさにこれは国会軽視、決議違反だと思います。

○國務大臣(齋藤健君) 先ほど来御説明しているように、私どもとしては、その附帯決議との整合性についてはきちんと、これだけじゃなくて、しっかりとトータルで尊重して対応してまいりたいと考えているところでございます。

○舟山康江君 このほかに何かあれですか、種苗法廃止に伴うこの事務次官通知に準ずるものは出

ています。これが、種苗法に基づく告示に当たっては、都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の品質の確認を行う

ことですとか、種子法廃止後の都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の供給に当たつて役割を担うこと

ですとか、都道府県から種苗の生産に関する知見を民間事業者に供給するに当たつては、我が国農業の国際競争力強化、我が国農業の国際競争力強化及び農業の成長産業化が目的であることです

とか、それから、今般の制度改革の趣旨が官民挙げた種子の供給体制の構築であるということを明記をしています。

ざいます。

○舟山康江君 でも、世間にはこの通知、事務次官からの通知が種子法に代わつて出ているわけですよ。今、大臣の御説明であれば、種苗法を参考

されないと書けばいいだけなのに、わざわざこの三文で、この中には財政手当てをどうするかというのを書いていません。そうなると、これ財政当局は、もう県も國も手を引くん

だからそんなものは要らないだろうと言われちゃうじゃないですか。

あのとき国会の中では、財政的な手当てをきちんとしてもらうということをやつぱり、何というんですか、明確に約束してくださいということを言つたわけです。それがこの通知には書いていませんで、だらだら余計なこと、しかも民間事業者の参入促進だけが強調されていて、まさにこれは国会軽視、決議違反だと思います。

○國務大臣(齋藤健君) 一旦取り消すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(齋藤健君) 先ほど来御説明しているように、私どもとしては、その附帯決議との整合性についてはきちんと、これだけじゃなくて、しっかりとトータルで尊重して対応してまいりたいと考えているところでございます。

○舟山康江君 このほかに何かあれですか、種苗法廃止に伴うこの事務次官通知に準ずるものは出

ています。これが、種苗法に基づく告示に当たつては、都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の品質の確認を行う

ことですとか、種子法廃止後の都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の供給に当たつて役割を担うこと

ですとか、都道府県から種苗の生産に関する知見を民間事業者に供給するに当たつては、我が国農業の国際競争力強化、我が国農業の国際競争力強化及び農業の成長産業化が目的であることです

とか、それから、今般の制度改革の趣旨が官民挙げた種子の供給体制の構築であるということを明記をしています。

○舟山康江君 いや、だから、それ、通達の、この通知の中にそういうことは書く必要はあると思います。これからは種子法の廃止に伴う、この

認を行ふとか、こういったことはいいんですけれども、ちょっとほかは行き過ぎですよ。

まさにこれ国会決議違反、私は、と思いますので、もう一度、本当はやつぱりこれを書いた事務次官御本人の思いをきちんと聞かせていただかな

いと、何でこんなものができたのかよく分からな

いんですけれども、でも、まあ、農林水産省の一番のトップは大臣ですので、大臣の御判断で、こ

んなばかげた、地元をなめた、そしてまた国会をなめたような通知というのは一度撤回して、もう

一回きちんと本当の意味での技術的助言のための通達に変えていただきたいと思いますので、最後にその御決意をお願いします。

○國務大臣(齋藤健君) 私どもとしては、この通達だけをもつて国会の議論に対応したとは考えておりませんので、是非全体を見て御判断いただけますように説明を重ねていきたいと思っております。

○舟山康江君 やつぱりこれ、通達は重たいですから、単なる、何というんですか、説明会とかではなくてちゃんと公文として出ているわけですね。しかも、一般的には局長通達とかが多いと思いませんので、是非全体を見て御判断いただけます。

○國務大臣(齋藤健君) まだ、これ、小水力発電等への課題についてお伺いしたいと思います。小水力発電の……(発言する者あり) 続きは与党の皆さんにお願いします。

○國務大臣(齋藤健君) 農業水利施設の未利用エネルギーの活用を図る小水力発電につきましては、持続可能なエネルギー供給に寄与するという

こと同時に、農業水利施設の維持管理費の軽減、これを図る観点から、その普及を図ることは重要

であると考えています。

平成二十八年八月に閣議決定された土地改良長期計画では小水力発電等の導入目標を掲げております。まして、農業水利施設用いている電力量に対する発電量の割合、この小水力の割合を現状の約二割から平成三十二年度までに約三割以上にするという、そういう目標を掲げております。この目標達成に向けて、引き続き小水力発電を普及するための調査計画や施設整備に対する支援策を積極的に講じてまいりたいというのが基本的なスタンスであります。

ギーの普及というのは非常に大事だと思っておりまして、その中でも小水力発電ほど効率的で非常にこの効果が高いものはないと思うんですね。だって、流れている水にちょっとと水車を付けて、それで発電できちゃうわけですから。新しくどこかに太陽光パネルを付けるとか、環境影響調査をしながら風力発電をするとかではなくて、今あるものの有効活用なわけですよね、ちょっとと水を借りて、またすぐ戻すわけですから。

ここは私はもつと本当に本腰を入れて普及すべ
きだと思いますし、そのことがひいては、まさに
この農業の多面的な役割、やっぱり水田農業だからこ
らこそできるわけですよね。水田農業だからこ
そ、こういった面も考えて、さつきの話に戻りま
すけれども、主食用米の支援もしっかりとしてい
ただきたいと思いますが、水田じゃなきやできな
いわけですよね。水田の水路を利用しての発電
で、これが社会にも貢献するということは、やつ
ぱり農業に対する理解促進にもつながるという意
味では更に力を入れていただきたいと思いますけ
ども。

そういう中で、もちろん、いろんな補助事業で

い、水車が回っていないと、こういう問題があります。やはり現地からいろいろお聞きしますと、その非かんがい期の水利権を追加取得するに当たってはなかなかまだハードルが高いと、そういう声を聞くんですけども、その現場の声をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 農業水利施設を活用した小水力発電については、施設の有効活用を図るという観点からは非かんがい期の発電用水の増量が必要だという現場の声があることは私も聞いておりますし、十分承知をしておりまして、その重要性は認識しています。

ルがあるなど、いろいろとお話をうながしておきました。新潟県も大変、北海道に近いボテンシャルをしていて、大変なその小水力発電における大事道府県だというふうに私自身も認識しております。

また、私、当選以来ずっと党の再エネ部局務局長をしておりましたので、この委員の指きましても、再生エネルギーの普及拡大を図り、この導入を拡大していくことについて、しっかりとといかなきやならないという、認識をしているところでござります。

また、非かんがい期の水利権の追加取得につ

ましては、やはり特に動植物に関しては検疫が必要なんですねけれども、そういう中で、酒田の植物検疫所が、出張所ですねけれども、閉鎖されるというような衝撃的な情報を先日いただきました。

酒田港 最近、元々重要な港湾でもありますし、昨年は日本港湾協会からポート・オブ・ザ・イヤーを受けていて、三年連続でコンテナ貨物量も大幅に増加しているということになります。また、発電のための木質ペレット輸入とかヤシがら輸入といふことも始まりますし、着実に輸出入共に増加が増えていく中でのこの突然の閉鎖というのには非常に大きな打撃だというふうに思っています。

ので、河川から取水した発電用水が河川にまた戻るということです。それから、発電用水の取水によって河川水が減少する区間において河川環境等に影響を与えない、そういう条件を満たす施設では、農業用水の水量が少ない非かんがい期においても発電専用の水利権を取得して発電量を増量している事例もございます。具体的には、議員の地元であります山形県の最上川中流地区や野川地区を含めて全国十四地区で非かんがい期の発電専用水利権を取得している現実にあります。

引き続き、このような事例を全国の土地改良区や市町村等に対して情報提供するなどして、非かんがい期の発電専用水利権が取得できるよう積極的に働きかけていきたいと思っております。

○舟山康江君　ありがとうございます。

加えて、まあこれも現場からよく聞く声なんですが、いわゆる水利権者が、国交省がなかなかハーデルが高くてという声も聞くんですねけれども、国交省さんの方でもそこはかなり柔軟に対応いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(秋本真利君)　委員の御地元の山形、また御縁のある小国町、私、梅花皮庄に泊まって一泊二日でしっかりと見てきたことがござります。

ましては、河川の流量や他の水利使用者に与影響などを踏まえて河川管理者が許可をして、ところがござります。一級河川の指定区域にても、国交大臣から都道府県知事への権限移したほか、あるいは、流量のデータを河川管から提供するなどの手続の簡素化を進めてきました。また、地方整備局等に相談窓口を設けまして、手続が円滑になるよう連携を図つて、ところでござります。

こうした取組を通じまして、今後とも、普拡大に努めてまいりたいというふうに思つて、ところでござります。

○舟山康江君 是非、できるだけ、環境に悪影響を及ぼしてまで進めると言うつもりはありますので、その辺の、いわゆる例えば環境影響調査なども、例えば国交省の持つてある意見などを、どんどん出していただいて、手続の簡素化とか、いったことも御努力いただいて、是非、農水省と国交省連携して、この小水力を更に進めていく、きたいということをお願い申し上げたいと思す。

それでは、続きまして、植物検疫所の廃止についてお聞きしたいと思います。

大臣の所信表明演説の中にも輸出拡大とい、

先日も、酒田港のセミナー、何とか更に利用拡大というセミナーを県を挙げてやつておりましたし、そのさなかでの出張所廃止というのは非常に精神的にも寒悪的にも痛手だということの中で、是非、輸出拡大と掲げている中で、何とか植物検疫所、できるだけ廃止しない方向で持つていつていただきたいんですけども、そのことについて是非よろしくお願ひします。

○国務大臣(齊藤健君) 地元からそういう声が上がつてくるのは分からぬわけではないんですけども、現在、訪日外国人旅行客は四千万人に増やすですか、輸出の農産物の輸出額を一兆円に伸ばすという目標にしておりますが、そうした中で、実際に農産物の輸出入検査が増加している植物防疫所では、それらの検査業務に対応できるような体制の強化と、当然のことながら防疫官の重点的な配置というものが今必要になつてきているわけです。

このため、当然のことながらですが、植物检疫体制を強化するための増員要求を行つておりますし、予算や人員に限りがある中で、業務量に応じて支所、出張所の配置の見直しというのも当然やらなくてはいけないということになっておりまして、具体的には、年間の輸入検査件数が平均一日一件に満たない状況が二年以上続いていると、

○大臣政務官(秋本真利君) 委員の御地元の山形、また御縁のある小国町、私、梅花皮荘に泊まって一泊二日でしっかりと見てきたことがござります。

す。
それでは、続きまして、植物検疫所の廃止についてお聞きしたいと思います。
大臣の所信表明演説の中にも輸出拡大といふことが何度かうたわれておりました。輸出に当

て支所、出張所の配置の見直しと zwarものも当然やらないとはいっていいことになつております。具体的には、年間の輸入検査件数が平均一日一件に満たない状況が二年以上続いていると、そういうことなど、検疫業務の少ない出張所を順

次閉庁をしてきておりまして、平成三十年度においては、現状で、業務実績の少ない酒田出張所については閉庁の方向で検討をしているところであります。

ただ、酒田出張所につきましては、平成二十八年十一月以降、植物防疫官を常駐させずに、新潟支所からの出張で輸出入検査が適正に実施できるかどうか、そういうことの確認を一年間行つてまいりました。その結果、検査業務上問題がないという確認がされたことから、先ほど申し上げたような閉庁の方針で今検討しているところでございりますので、御理解をいただければなと思いま

す。
○舟山康江君 やつぱり、看板がなくなつてしまふ、ああ、酒田港はやはりそういう検疫のシステムが整つていらないんだなどいうイメージ、インパクトというのは非常に大きいので、是非、実際に増えていますからね、増えていきますので、是非そとも御考慮の上、再考いただきたいことをお願いいたしました、私の質問を終わります。

○川田龍平君 川田龍平です。

今日、農水委員会、初めて質問に立たせていただきます。私は、これまで環境委員会、厚生労働委員会とずっとこの委員会で質問させていたしておりますが、この農水委員会は全くの初めてであります。私は、やつぱり医食同様、食の問題と医療というのは、やつぱり医食同源といいますが、やつぱり食べ物が健康にも大変大きな影響を与えてくれるというふうに思つておりますし、環境にも大変農業というのが大きな影響を与えているという中で、本当にこの農業の重要さ、そしてこれは単に産業だけではなく、やはりしっかりと命を守るために農業、特に地域ですかそういった本当に地元のための、地域のための農業というものをしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますので、私も今現場の

人たちのお話をいろいろ伺う中でこの農業の問題をしつかり取り組ませていただきたいというふうに思つていますので、よろしくお願ひいたします。

まず、一番最初に聞きたいと思つておりますのは、大変多くの皆さんお注目をされております種子法の問題について質問させていただきます。

先ほど舟山委員からも質問ありましたけれども、来年の四月に廃止されるということで、自給率八〇%と米に次いでまだ高いとされている野菜も、実は種の、遡ると自給率は八%しかありません。この種子の開発データを民間に開放するということで、今後食料自給率は大きな打撃を受けるのではないかと想つます。

○川田龍平君 先ほどもこの食料自給率の話が出来ました。既に現在の食料自給率三八%というのは国難だと思いますが、この食の安全保障と自由化の推進という問題についてどう整合性を付けるのでしょうか。

○國務大臣(齋藤健君) 共に重要な政策で、共に追求していくべきだと思っています。

○川田龍平君 特に、食の安全保障、食料安全保

障の関連でお話ししますと、種子、種苗は重要な戦略物資であると考えております。

この度の種子法の廃止によりまして、それから様々な競争力強化法などによりまして、国、都道府県の知見の提供等により民間事業者の参入を促進をしながら、諸外国に打ち勝つ有用性の高い品種の研究開発を戦略的に進めていきたいというのが基本的な考え方であります。

ただ、恐らく川田委員も御心配されているのは、そういう民間事業者への知見の提供でもし

かしたら外國にどんどんまた流出をしていくので

はないかという御懸念だらうと思つてますが、私どもの考え方は、民間事業者への知見の提供に

当たつては、その事業者が自らの知見とともに提供された知見を活用して多様なニーズに対応した

が基本的な考え方であります。

われです。

その際、知見が不用意に海外に流出すれば、御

指摘のよう、我が国の食料自給率が下がつていいという懸念もありますので、独法や都道府県と民間が連携した研究開発に当たりましては、技術や育種素材について目的外の利用を防止する条項を盛り込んだ契約を結ぶなどの知財マネジメントの推進や海外での品種登録出願の推進など、独法や都道府県が有する品種等に関する知的財産をしっかりと守るための対策を講じていただきたいと思つています。

これによりまして、今、価格の話なんですが、大規模な種子生産体制の導入や、都道府県が行う種子生産の民間事業者への業務委託みたいなものが促進をされなければ、種子生産に掛かるコスト削減も図られ、種子の価格引下げにむしろつながる可能性もあるのではないかというふうに考えて

いるところでございます。

ちなみに、農業競争力強化支援法の事業参入計画に係る主務大臣の認定においては、当該事業参入が良質かつ低廉な農業資材の供給に資する見込まれることが要件として設けられています。

○川田龍平君 ちょっとと分からぬんでお聞きしたいんですが、この家庭用の種子というのは画一的ななんですか。

○川田龍平君 ちよつと分からぬんでお聞きしたいんですが、この家庭用の種子というのは画一的ななんですか。

○國務大臣(齋藤健君) 家庭用が画一ということではなくて、家庭用の高く買つてもらえるお米に集中をする傾向があつたという趣旨でございました。

○國務大臣(齋藤健君) おまけに、家庭用が画一

ることで種子の価格が安くなるということですが、むしろ私は高くなるのではないかと考えます。この値上がりを防ぐべく合理化を極めれば、多様性がまた失われてしまうのではないかと思ひます

が、大臣、いかがでしようか。

○國務大臣(齋藤健君) この主要農作物種子法においては、奨励品種を決定するための試験や、原種、原原種の生産等を都道府県に一律に義務付け

されています。

おまけに、外食・中食産業用や輸出用などの多様な需要に対する品種等の開発にはほとんど取り組

まれてこなかつたですか、それから、都道府県

の開発品種が奨励品種のほとんどを占めて、民間事業者の品種開発意欲を阻害しているという状況が続いていたので、このため主要農作物種子法の改定によって、需要に応じた、そして我が国農業の国際競争力強化支援法の新規参入支援措置等を通じて民間事業者の種子生産への新規参入を促すことによりまして、需要に応じた、そして我が国農業の国際競争力の強化に資する官民の総力を挙げた種子の開発・供給体制の構築を進めたいというものです。

これがによりまして、今、価格の話なんですが、大規模な種子生産体制の導入や、都道府県が行う種子生産の民間事業者への業務委託みたいなものが促進をされなければ、種子生産に掛かるコスト削減も図られ、種子の価格引下げにむしろつながる可能性もあるのではないかというふうに考えて

いるところでございました。

これによりまして、今、価格の話なんですが、大規模な種子生産体制の導入や、都道府県が行う種子生産の民間事業者への業務委託みたいなものが促進をされなければ、種子生産に掛かるコスト削減も図られ、種子の価格引下げにむしろつながる可能性もあるのではないかというふうに考えて

いるところでございました。

ちなみに、農業競争力強化支援法の事業参入計画に係る主務大臣の認定においては、当該事業参入が良質かつ低廉な農業資材の供給に資する見込まれることが要件として設けられています。

○川田龍平君 ちよつと分からぬんでお聞きしたいんですが、この家庭用の種子というのは画一的ななんですか。

○川田龍平君 ちよつと分からぬんでお聞きしたいんですが、この家庭用の種子というのは画一的ななんですか。

○國務大臣(齋藤健君) 家庭用が画一

ことではなくて、家庭用の高く買つてもらえるお米に集中をする傾向があつたという趣旨でございました。

○國務大臣(齋藤健君) おまけに、家庭用が画一

ことではなくて、家庭用の高く買つてもらえるお米に集中をする傾向があつたという趣旨でございました。

○國務大臣(齋藤健君) おまけに、家庭用が画一

ことではなくて、家庭用の高く買つてもらえるお米に集中をする傾向があつたという趣旨でございました。

○政府参考人(柄澤彰君) 御指摘のこの十一月十五日付けの事務次官依命通知につきましては、主

て、種子法の果たしてきた役割、あるいは種子法廃止後の都道府県の役割などについてあらかじめ広く関係者に周知するために通知をしたものでございますので、その意味におきましては、発出した日に通知がなされていると、その効力といいますか、通知がもう既になされているという趣旨でございます。

○川田龍平君 もう一つ質問が一緒にあつたんすけれども、民間事業者による種子生産への参入が進むまでの間とはどれくらいの年数をこれ想定しているんでしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) この通知における御指摘の記述は、まず農業競争力強化支援法第八条第四号に基づく「都道府県が有する種苗の生産に関する意見の民間事業者への提供」についての記述でございます。この記述における御指摘の「民間事業者による稻、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間」というフレーズにつきましては、これは民間事業者の参入の割合ですとか、

それに対する期間については、当然のことながら各都道府県によって状況も異なります。

今後、それぞれの都道府県において適切な業務の連携の在り方を模索していくことになると考えられますので、国としてその期間がどのぐらいと

いうことを一律に示すものではございません。

○川田龍平君 ちょっと分からんのですけれども、これ十年とか十五年とか二十年とか、どれぐらいいのスパンを考えておられるんでしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) それは今申し上げましたとおり、まさに民間事業者の参入の意欲ですとかその状況が全く各都道府県によって異なると思われますので、一概に申し上げることは困難でございます。

○川田龍平君 この通知というのがやつぱりおかしいんではないかという話がありますが、またもう一つ質問しますが、この通知では種子計画に言及していませんが、都道府県の種子計画すらもなくすつもりなのでしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) この通知におきまして

は、都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たりましては、米などの生産、販売を戦略的に行っている農業者や団体等との意見交換などによりまして、種子・種苗行政に関するニーズを的確に把握し、また県内の農業者が必要とする種子の調達状況について調査を行い、その結果を踏まえて都道府県が措置すべきことを整理するということを前提にいたしまして、從来都道府県が実施されてきました業務を実施する場合には、必要に応じて從来の通知を参考するということも規定しているところでござります。

そういう中で、御指摘のいわゆる都道府県の種子計画につきましては、種子法が廃止された後におきましても、今申し上げたような通達の規定に従いまして、都道府県が必要だというふうに御判断になれば、民間との連携も考慮しながら都道府県の種子計画を策定することは当然可能でございます。

○川田龍平君 この従来の通知というのはこれは廃止されるということですけれども、これ、どうやって参照するんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 御質問の意味は必ずしも正確に理解できませんけれども、この通知に従いまして事業を行つていただく際、必要に応じて従来の通知を参考にしていただくということは明確に記載されているということでございます。

○川田龍平君 この十一月十五日の通知には、この四つの廃止された通知は載つていなんですかね。

○政府参考人(柄澤彰君) それは今申し上げましたとおり、まさに民間事業者の参入の意欲ですとかその状況が全く各都道府県によって異なると思われますので、一概に申し上げることは困難でございます。

○川田龍平君 この通知というのがやつぱりおかしいんではないかという話がありますが、またもう一つ質問しますが、この通知では種子計画に言及していませんが、都道府県の種子計画すらもなくすつもりなのでしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) この通知におきまして

は、都道府県が稻、麦類及び大豆の種子の生産や供給に係る業務を実施するに当たりましては、米などの生産、販売を戦略的に行っている農業者や団体等との意見交換などによりまして、種子・種苗行政に関するニーズを的確に把握し、また県内の農業者が必要とする種子の調達状況について調査を行い、その結果を踏まえて都道府県が措置すべきことを整理するということを前提にいたしまして、從来都道府県が実施されてきました業務を実施する場合には、必要に応じて從来の通知を参考するということも規定しているところでござります。

そういう中で、御指摘のいわゆる都道府県の種子計画につきましては、種子法が廃止された後におきましても、今申し上げたような通達の規定に従いまして、都道府県が必要だというふうに御判断になれば、民間との連携も考慮しながら都道府県の種子計画を策定することは当然可能でございます。

○川田龍平君 この従来の通知というのはこれは廃止されるということですけれども、これ、どうやって参照するんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 御質問の意味は必ずしも正確に理解できませんけれども、この通知に従いまして事業を行つていただく際、必要に応じて従来の通知を参考にしていただ

く」とも言つておられます。これをどうお考えですか。

○大臣政務官(上月良祐君) 都道府県はきちんと基づいて必要なことをしつかりやつていてもらおう、そのため都道府県があるんだと私は思つております。

民間企業が入つてくるその度合いといふのは県によつて違うんだと思います。なので、その入つてくるまでの間は県がしつかりやらなきやいけないということを逆に書いてあるわけありますので、しつかりその辺を都道府県に分かつていただ

くよう伝えるのが我々の仕事だとも思つております。

○川田龍平君 現場の声は、種場農家の方は、大変高齢化もしていてモチベーションがこれでは下がつてしまふと、また種場農家の人たちがこれから種を作り続けるという意欲が湧かないというこ

とも言つておられます。これをどうお考えですか。

○大臣政務官(上月良祐君) それはまたちょっと、この通知とはまだちょっと違う次元の話も入つてゐるのかなというふうには思います。そ

うことは、またこれからしつかり役所を通じて考へていかなければいけないし、現場の声もしつかり聞いて、種場の方々がしつかりやつていてくれるような環境をつくらなきやいけないと、こう思つております。

○川田龍平君 是非この通知の発出についても、もう一度改めて、大臣、副大臣、政務官、そ

ういったこともしつかり考へてやつぱり今後発言も

していつていただきたいなと思います。

次に、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、この第九条の二項には、締約国は、農民の権利、フーマーブライツが食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各国の政府であることに合意するとあります。

この農民の権利とは、途上国だけではなく、日本

の農家の権利も含まれていることを明言してい

ただけますでしょか。また、国や都道府県は、

種子の自由な流通を今後も規制しないことを明言

していただきたいと思いますが、いかがでしょか。

○政府参考人(別所智博君) お答え申し上げま

す。

ただいま先生の方から御指摘ございましたとおり、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約第九条第二項におきましては、農業者の権利が食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する場合には、これを実現する責任を負うのは各

国の政府であるというふうに定められています。

我が国も締約国の一つといたしまして、我が國

におきましては、農業者の権利の保護及び促進、

そういうたための措置といたしまして、食料・農

業・農村政策審議会の委員等として農業者に参加

していくなど、食料及び農業のための植物遺

伝資源の保全及び持続可能な利用に関する国内に

おける意思決定に農業者が参加していくだけ

のような権利を担保しているなどの措置を講じて

いるところでございます。

今後とも、締約国として、同条約の適切な実施

に努めてまいりたいと考えてございます。

○川田龍平君 この国際条約に日本の農家の権利

も含まれるのは当然です。そして、種子の多様性

を確保しなければ今後の気候変動など荒波を乗り越えることは難しく、その意味でも、国や都道府

県、民間企業だけではなく、農家の人たちが育てている多様な品種も生かしていく必要があり、そ

れはまた日本政府も批准しているこの条約が明記しているとおりです。日本政府はこの条約を批准

しておきながら、それを国内政策に生かしていません

ことのままでは、他方で

農家が細々と守り育てている種子を守る姿勢を明

らかにする必要があります。

さて、大臣、副大臣、政務官の皆さんの中へ、

国連において、小農民と農村で働く人々の権利宣

言というものが議論されていることを御存じの方

はおりますでしょうか。これは、二〇一三年から

国連で議論がされているんですね。

ところで、今年の五月の作業部会では、この種

子の権利などの小農民の権利を人権として認める

ことに日本が強く反対をしました。これは日本の

ODAがモザンビークの小農民の権利を侵害して

いるという批判に対する外務省の反応なのだと思いますが、日本の中小規模農家の権利は外務省の

頭にはなかつたのではないか。その後、

米国と英国が、イギリスがこの作業部会を打ち切

らうと動くも、ヨーロッパの中小農民の国際組織

のキャンペーンでアメリカとイギリスの計画は頓

挫し、来年五月の作業部会で宣言成立を目指す決

議が今年九月の国連人権理事会で賛成多数で採択

されました。この決議の採決においても、アジア

では大半が賛成していますが、日本は棄権に回つ

ています。

外務省が小農民の権利は人権として認めないと

いう意見表明をしたことは、さきの条約と矛盾するのではないか

のではないでしょうか。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答えいたします。

委員御指摘の国連の人権理事会の決議に基づい

て設置されました小農民の権利宣言案に関する政

府間作業部会についてでございますけれども、御

指摘のとおり、本年九月の第三十六回国連人権理事会

で小農民の権利決議案が提出され、三十四か国が賛成、米国及び英國の二か国が反対、我が国を含む十一か国が棄権をし、採択はされております。

この決議は、提案国であるボリビアの提案どおりに採択されております。したがいまして、今後

これがまた国連の場において議論されていくわけではありませんけれども。

我が国の棄権についてでございますけれども、

我が国は、小農民及び地方で働く人々の権利を保障することは極めて重要と認識しており、小農

民、これは条約ではペナンツの権利というふうになつておりますが、これにつきましては、他方で

国際社会における議論がまだ未成熟で、いまだこ

の小農民の人権という新しいカタゴリーとして確立されたものではないことについては、本決議案に棄権票を投じたものであります。

○川田龍平君 結局、これは外務省としては小農民の権利は個別には認めないということです。国

会でそうした議論がされたことはありますか。日本

の農家で、この意見も聞かず外務省が独走して勝手に反対したのなら問題ではないでしょ

うか。

○委員長(岩井茂樹君) どなたが答える。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩井茂樹君) 速記を起こしてください

い。

○国務大臣(齊藤健君) 大変恐縮なんですが、事前にその質問について準備ができていないの

で、きちんと精査をした上でお答えをさせていた

だけたらと思います。

○川田龍平君 やっぱり農水省は知らなかつたと

いうことですので、これ農水省としてもしっかりと主張してほしいと思います。

この主要農作物の種子制度は、アメリカですら

廃止していないのに、今回日本が種子法を率先して廃止したことは極めて深刻な問題だと思いま

す。これに代わる新法を作る議員立法の動きに私も参加していくつもりです。与党の中の中心の心

ある議員の皆さん、是非賛同していただきたいと思いますので、私も、何も民間企業との連携が全て悪いとは思っていません。オランダのような先進国では、遺伝子組換えではない、分子育種という低コストの最新技術や新しい品種の種子を開発しています。その点でもスマート農業について大臣が所信で触れたのは大変残念です。農家にとって低コストで持続可能な農業への転換を是非産官学の連携で進めてほしいと思います。

次に、TPP11について伺います。

アメリカが抜けた後で、発動しにくくなつた牛肉や豚

肉のセーフガードについて、発動水準に手を着けなかつた理由を政府は、見直せば米国のTPP復帰の道を断ち日本FTAへ向かわせると言っています。

TPP11が合意されたら、アメリカの農業団体はより強く日本FTAを押してくる上にTPP11以上

の要求を出してくると考えるのが筋ではないでしょうか。セーフガード見直しをしない理由にはならないのではないか。今後、無制限で輸入してくる際、国内産業をどう守るのでしょうか。短くお答えください。

○政府参考人(辻谷和久君) お答え申し上げます。

TPP11の御質問でございますが、十一か国で議論したところでございますが、元々のTPP12の特徴であるハイスタンダードを維持するという観点だけではなくて、十一か国の一意として、特にアメリカがTPPに戻ってきてほしいという、そういう思いから、米国がいいことを踏まえた協定内容の修正等を行わず、知的財産関連などごく一部のルールのみを凍結するということであり、協定だけ早くTPPを十一か国で発効させたい、こういう思いで合意をしたものでございます。

○川田龍平君 例えれば、この生乳で7万トンの設定は、アメリカが参加していたときの分が三万トント入っているとする、アメリカはFTA、当然

三万トン以上要求してくるのではないでしょ

うか。このTPP11の七万トンとFTAの三万トン

で十万吨になれば国内産業は壊滅的になるのではないかと思いませんが、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧谷和久君) 仮定の御質問ではござりますけれども、TPP11の新協定、今回合意した協定案の中に第六条というものがございまして、アメリカを含めたTPPが発効する見込みがなくなつた場合等には、締約国の要請に基づき、協定の見直しを行うと規定しているところでござります。

ここで言う発効が見込まれない場合ということでおざいますけれども、米国の通商政策の新たな動向などを踏まえて判断するということでおざいますので、私どもとしては、協定発効後もしかるべき対応をしていきたいと、このように考えております。

○川田龍平君 これ、協議を要求するだけで、協議に応じることは必ずしもこの第六条、義務付けられていないために他国が容易に応ずるとは思えず、本当に見直せるのか極めて不透明ではないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(瀧谷和久君) 先ほどから先生御指摘いただいた、セーフガードでありますとか、あるいはTPPワインドという、TPP締約国全体を対象とした関税割当て数量、乳製品などでございませけれども、こうしたものについて、我が国としては将来この第六条の見直しの対象とするということは各国に明確に申し上げ、これは閣僚会議の場でも茂木大臣の方から申し上げ、それについて特段の異論もなく、我々レベルで聞いている限りでは十分各国の理解を得ていると、こういうふうに考へておるところでございます。

○川田龍平君 日欧EPAについて伺います。日欧EPAの正文は当然日本語でも作られるということですね。

○政府参考人(林禎二君) お答えいたします。

EU・EPAの交渉は英語で行つておりますが、交渉の中では、日本語も協定の正文とすべく交渉を行つておるところでございます。

○川田龍平君 是非この正文を作つてやつぱり出

していただきたいと思ひますけれども、TPPのときにあれだけ中身を見せずに議論させて批判されたのにまた同じことをしないよう、しっかりと

とこれ日本語を出すことを強く要求していきたいと思います。

最後に、グルテンフリーの米粉の増産、普及について伺います。

欧米では小麦粉由来のアレルギーや疾病が増えており、日本でも今、糖質制限のダイエットですとかグルテンフリーがブームになっています。日本食以外の用途にも積極的に売り込みを強化すべきではないかと思いますが、美容に良いとか肌に良いといった米粉のメリットをアジア等、食生活など研究して、米粉の国内外での普及に活用すべきではないかと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(齊藤健君) 欧米などにおきましては、麦類に含まれるグルテンが誘發する病気などのが予想されています。このようないわゆるグルテンフリー市場が拡大してきておりまして、欧米の市場規模は今後も拡大していくことになります。このようないわゆるグルテンフリー市場の拡大を見据え、グルテンを含む小麦製品の代替としてグルテンを含まない米粉の輸出を拡大していくことは極めて有望と考えています。

このため、本年三月に、我が国は世界最高水準のグルテン検出技術を活用して、1 ppm以下をノングルテンと表示をする基準を策定いたしました。また、菓子用、パン用、麺用などの用途別に加工適性を踏まえた米粉の用途別の基準も策定、公表をさせていたところであります。これらを活用した米粉の輸出を含む普及に取り組んでいるところであります。

さらに、議員御指摘のように、米粉は国内においても、美容や健康の面などのメリットをPRすることによりましてその利用拡大が期待できるということですので、今後は日本米粉協会やJFODOなど民間の組織とも連携しながら、国内のグルテンフリー市場の獲得に取り組んでいきたいと思います。

たいと思つております。

○川田龍平君 このグルテンという言葉を是非もっと普及させてほしいと思うんですが、グルテンフリーですね、アレルギーの表示として、小麦だけではなくてグルテンを含む穀類という国際基準の表示に合わせるべきではないかと考えます

が、いかがでしょうか。消費者庁。

○政府参考人(橋本次郎君) お答えいたします。我が国におきましては、アレルギーの表示対象品目は、内閣府令である食品表示基準によりまして七品目を特定原材料として表示義務を課しておられます。また、特定原材料に準するものとして可能な限り表示すべきもの二十品目を通知により示しているところでござります。

このアレルギーの表示対象品目は、食物アレルギーの症例に関する調査を基にしまして、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性が高いものを特定原材料として定めますとともに、症例数や重篤な症状を呈する方の数が継続して相当数見られるが、特定原材料に比べると少ないものというものを特定原材料に準するものとして定めているところでござります。当該調査は現在も三年ごとに実施しております。表示対象品目の追加及び表示の妥当性を検証しているところでござります。そして、二十七年度に取りまとめた調査報告書におきましては相当数の症例を集積していまして、その中でも小麦は食物アレルギーを引き起こす原因となる食物としてあります。現在は小麦を対象品目としております。

いずれにしましても、今後もこの調査継続して実施していきますので、必要に応じて対象品目の追加等は発症数、重篤度を勘案して検討して、引き続き検討を行つていく方針でござります。

○委員長(岩井茂樹君) 申合せの時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○川田龍平君 ありがとうございます。

是非、大臣、「扶貧困天国アメリカ」という本があります。これは是非読んでいただきたいんで

すけれども、私もこれ四年前に出された本で内容をすっかり忘れていたんですが、この本をもう一度読み直すと、本当に今、日本が差し迫つている問題というのは、アメリカやインドやイラクやいろいろなところで主要農作物の問題が、いろんな問題を起こしてきた世界の動きの流れが日本に今までに来ているのではないかという、本当に危機的な状況を感じておりますので、皆さんにも是非読んでいただきたいと思います。

問題というのは、アメリカやインドやイラクやいろいろなところで主要農作物の問題が、いろんな問題を起こしてきた世界の動きの流れが日本に今までに来ているのではないかという、本当に危機的な状況を感じておりますので、皆さんにも是非読んでいただきたいと思います。

○横山信一君 明日の農林水産業のためにしっかりと議論させてこれから取り組まさせていただきます。よろしくお願いします。

○横山信一君 公明党の横山信一でござります。四年ぶりに農林水産委員会に戻つてまいりました。明日の農林水産業のためにしっかりと議論させていただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、理事舞立昇治君着席〕

まず、太平洋クロマグロについてお伺いいたします。

水産資源の科学的根拠に基づく適切な資源管理ということを考える際に、この太平洋クロマグロ、避けたは通れない案件だというふうに思つております。我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るために、WCPFCの合意に基づきまして、平成二十七年から三十キロ未満の小型魚の漁獲半減ということに取り組んできております。その成果が出ているようでありまして、未成魚の資源量が着実に増加しているというふうに見られております。

一方、この資源量の回復に伴いまして、沿岸の定置網にこのクロマグロが、未成魚のクロマグロが大量に漁獲をされるということも出てきております。この沿岸の定置網というものは本来狙つてゐる魚種があるわけですが、その漁期のとき

に捕りたい魚種というのがあるわけでありますけれども、その魚種の盛漁期に入る前にクロマグロが、未成魚のクロマグロが入つてしまふと、本来狙つてゐる魚種が捕れる前に半減目標に達してしまえば、定置網を切り上げるということも起きてくるわけあります。

定置網漁業というのは待ち網ですから、いわゆる巻き網とか底引き網と違います。魚群を追いかけ捕るという漁法じゃありませんので、沿岸に網を仕掛けておいて魚が来るのを待つという漁法でありますから、定置漁業者にとっては漁業資源に与える影響、いわゆる乱獲みたいなものは自分たちにはないという、そういう意識が非常に強い、そういう漁業者たちであります。

一方で、このクロマグロに関しては、定置漁業者からすると、自分が資源を枯渇させたものじゃないという意識が非常に強いと。そういう背景の中で、今回、この定置漁業者というのは、自分たちがそういうふうにやっているわけじゃないんだけれども半減目標をやらなきゃいけないというのも持っていると。

そういう背景もあって、今回、北海道の南茅部が未成魚の大量漁獲をしてしまったわけでありましたが、国は半減目標にまで影響が及びそうな事態だったわけがありますが、どのように対応したのか、まず長官にお聞きをいたします。

○政府参考人(長谷成人君) お答えいたします。クロマグロの資源管理につきましては、年により漁獲の地域的な偏り、例えば、ある年では北の地方で多く捕れ、ある年では西の方で多く捕れるといったようなことが起こることから、定置網で漁獲している道府県が漁獲枠を持ち寄りまして共同管理グループにより管理することとしておりました。

しかしながら、委員御指摘のようなことでありまして、北海道の南かやべ漁協所属の定置網漁業者が九月末から十月初めにかけて約三百五十六トンの小型クロマグロを漁獲したことによりまして、その共同管理グループ全体の漁獲上限であります五百八十・五トンを百九十トン超過したために、十月六日付けで水産庁から、まだ漁獲をしていない関係府県を含めて操業自肅要請を発出したところです。

クロマグロの資源管理につきましては、中西部

太平洋まぐろ類委員会、WCPFCの国際約束を達成する必要があるため、全国の漁業者が一丸となって取り組んできているものであります。今回の南茅部におきます大量漁獲については誠に残念なことと考えております。

水産庁といたしましては、クロマグロ資源の回復を図るために、引き続き関係者の御理解と御協力を得ながら資源管理を進めていきたいと考えておきます。

○横山信一君 関係者の皆様方の御努力とか、これから努力も含めて、そうした努力には大変に感謝をしたいというふうに思いますが、一方で、先ほど申し上げたように、定置漁業者の思

いとすれば、自分たちがやっているものを責任を負わされているという思いがある。そういう心情を酌んだ上で、今クロマグロ未成魚、資源が回復をしているという状況の下で、今後も沿岸の定置網には更に入る可能性が出てくるということを考えると、単に今までのようにもこの自肅要請をしていくと、またそれがその半減目標に取り組んでいくといふことはもちろんでありますけれども、やはり意欲を持つて漁業に取り組むという点では、今、強度資源管理タイプというのも用意されておりますが、やはりいつでも切り上げてもちゃんと補償してもらえるという仕組みがあってこそ安心してこのクロマグロの半減目標に取り組んでいただけると思うんですね。

〔理事舞立昇治君退席 委員長着席〕

そういう意味では、休漁補償というのを考えるべきではないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○政府参考人(長谷成人君) 我が国全体の現在の漁獲状況は、漁獲枠三千四百二十三・五トンに対して、来年六月末までの現在の管理期間におきまして二千五百七十五・九トンとなつております。漁獲枠三三千四百二十三・五トンに対するサプライチェーンが有効かつ持続的に機能するように、事業者間の公正な取引環境を確保するということは極めて大事なことでございます。これらを含めて、公明党では十一月の二十四日に大臣に申入れをさせていただいたところであります。

そのためには、特に定置網における混獲の回避が最重要課題であります。一つは都道府県の

管理計画に基づく生きた個体の放流等の管理措置の徹底、それから、一定量の入網があつた場合ににおけるその後一定期間の休漁の徹底ということを国を挙げて取り組んでいかなければならぬと考えております。

先生御指摘の休漁等の厳しい管理に取り組む漁業者につきまして、漁業収入安定対策によりまして収入の補填を行つてあるところではありますけれども、先生御指摘のような、難しい定置網等の漁業によるクロマグロの資源管理を更に後押しさるための方策についてもう一工夫検討してまいりたいというふうに思つておるところでございま

す。

○横山信一君 もう一工夫という言葉が出ましたので、そこを期待したいと思います。

いつでも切り上げられるんだという状態をつ

くつてあげることがやはり大事なことでありますから、また、水産庁が頑張っているのはよく分かっておりますし、WCPFCにおきまして、資源が回復されればまたその半減目標の数値も上がつていただいているところです。

日本側の提案で認めてもらつたわけですから、そ

うしたことでも含めて、あと一步の、皆さんが意欲を持つて取り組んでもらえるような仕組みを是非つくつていただきたいというふうに思います。

次に、市場法について伺つてまいります。

今、規制改革推進会議の卸売市場を含めた流通構造の改革という動きがあります。公明党でも市場関係者からヒアリングを続けてまいりました。

その中で、拡大するバイイングパワーを危惧する声もあつたところでございます。産地から食卓に至るサプライチェーンが有効かつ持続的に機能するよう、事業者間の公正な取引環境を確保するということは極めて大事なことでございます。これらを含めて、公明党では十一月の二十四日に大臣に申入れをさせていただいたところであります。

○政府参考人(井上宏司君) 委員御指摘のとおり、特に生鮮食料品等につきましては、日々ものが短くて生産量が増減をするということで、不公平な取引が発生しやすく、公正な取引環境を確保することが特に重要と考えてございます。

これまで、いわゆる日配品、日もちのしない小売店等に日々配送がなされる品目としまして、豆腐につきまして取引実態を調査をしましたところが、これが最も問題な品目であります。

そこで、規制改革推進会議の卸売市場を含めた流通構造の改革という動きがあります。公明党でも市場関係者からヒアリングを続けてまいりました。

その中で、拡大するバイイングパワーを危惧する声もあつたところでございます。産地から食卓に至るサプライチェーンが有効かつ持続的に機能するよう、事業者間の公正な取引環境を確保するということは極めて大事なことでございます。これらを含めて、公明党では十一月の二十四日に大臣に申入れをさせていただいたところであります。

現在、卸売市場を含めた食品流通構造の改革について検討をしているところでございますけれども

現状の卸売市場では、量販店への納入が増え、

そのためには、特に定置網における混獲の回

避が最重要課題であります。一つは都道府県の

仲卸の利幅が薄くなつてゐる。この大きな理由の一つに、量販店への納入の際のセンター

フリー、バックマージンというのがある。この指摘がございます。私、この問題は実は平成二十五年の四月にこの委員会で取り上げたことがあるんですけれども、バックマージンは流通コストを高止まりさせ、卸売業者、仲卸業者の負担を増して、経営環境を悪化させる要因になつてゐるといふことを実は指摘させていただいておりまし

も、その際、公正な取引環境の確保のために、買手が支配的な立場を濫用すること等のないように取引状況について定期的に調査を行い、関係省庁と連携をして対応を図っていくようなことも検討しているところでございます。

○横山信一君 是非、この際、こうした問題がしっかりと把握できるような形にしていただきたいというふうに思います。

この中央卸売市場法というのは、食糧難時代の一九二三年に制定されました。その後、近年、市場を取り巻く状況を反映して二回改正を行われているわけであります。この市場法は、この間貫して食料の安定供給を支える役割を果たしてきました。他方、生鮮品の減少あるいは市場外流通の拡大に伴いまして、中央卸売市場から地方卸売市場への転換、あるいは仲卸による小商店経営の系列化、こうしたこと�이起きておりまして、取扱品目あるいは地域によって卸売市場というのは多様な形態に今変化をしております。

そこで、農林水産省はこれまでこの中央卸売市場の果たしてきた役割はどう見るのか、そして今後この役割をどう考えていくのか、お伺いいたします。これは大臣にお願いいたします。

○国務大臣(齋藤健君) 卸売市場法は、昭和四十六年の制定以来卸売市場の整備を計画的に進めるとともに、卸売市場における取引規制等について定め、その適正かつ健全な運営を確保する、そういう役割を果たしてきましたところでございます。

最近の食品流通の実情を見ますと、生鮮品のままで需要が減少する一方、加工食品や外食での需要が拡大しており、こうした消費者のニーズに対応していくことが求められています。また、需要の多様化に伴い、産直取引、あるいは直売所、あるいはインターネット通販での購入等、流通チャネルも多様化をできている、そういう環境変化がございます。

卸売市場については、集荷、分荷、価格形成、

代金決済等の調整機能を果たしてきているわけでありますけれども、最近の状況変化の中で、昭和五十九年の沖縄県中央卸売市場開設以後、新たな中央卸売市場の開設はございませんで、むしろ、中央卸売市場からより規制が緩やかな地方卸売市場へ転換したり、卸売業者や仲卸業者が子会社を設立して規制の掛からない市場外取引を行う等、

制度と生産者や実需者のニーズとの間に乖離が見られてきていると、このような卸売市場や食品流通をめぐる環境の変化を踏まえて、生産者、消費者双方がメリットを受けられ、そして卸売市場関係者もその役割、機能をより發揮することのできる商品流通構造の実現に向けて、卸売市場に対する規制等の在り方にについて、今最終的な詰めを行っているところでございます。

○横山信一君 この市場法の果たしてきた役割と、いうのはよく分かります。その上で、今後の生鮮品に限ってみれば、やはりその八割が市場に集まるという現実もありますので、この市場の役割を見直した上で新たな機能というか、そこをしっかりと生じるような形にしていただきたいと思うわけです。

ところで、規制改革推進会議が提言を出してきたわけですが、その提言の中には受託拒否の禁止を一律に禁止すべきではないと見直しの対象にしているわけであります。その理由には、生産者が流通手段を吟味せず、安易に中央卸売市場に出荷することを助長しかねないという、そういう理由が挙げられているわけですが、かなり一方的な見方だなというふうに感じるわけでありますけれども、この受託拒否の禁止というのは、農林水産の現場から見れば、豊凶変動のある生鮮食料品、自然を相手にしているわけですから、そうしたその

生産者にとっては必要不可欠なものというふうに考えるわけでありますけれども、この点、大臣はどういうふうに考えるか、お聞きをします。

○国務大臣(齋藤健君) 受託拒否の禁止につきましては、中央卸売市場において、卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合に、正当な理由がなければ卸売業者はその引受けを拒んではならないというふうにあります。これは、生産者に安定的な出荷先を保障するという意味において、卸売市場の根幹を成すものと考えています。これまでも開設者等の考えを伺つてきた中でも、受託拒否の禁止については維持を求める声が大勢でございました。こうした機能や考えも踏まえながら、今最終的な詰めの作業を行っているところでございます。

○横山信一君 この受託拒否の禁止については認定とするということが提言されています。この推進会議の提言の中では、卸売市場の開設については認定とするということが提言されております。この現行法の認可と提言にある認定の違いというのは何なのかということをお聞きをします。また、仮に認定に変更すると、現行法で認可を受けている卸売市場というのは改めて認定の手続きをすることになるのか。そうすると、縛りのきつい中央市場からこの際地方市場に変更しようかというところも出てくるんではないかというふうにも思うわけでありますけれども、この辺どうなのが、井上局長にお聞きをいたします。

○政府参考人(井上玄司君) 現行の卸売市場法におきましては、農林水産大臣が中央卸売市場の開設を認可することとしておりまして、厳格な取引規制等に服する認可を受けた卸売場のみが開設ができるということになつてございます。

他方、認定制にした場合には、認定を受けなくとも卸売場の開設自体は可能となりますけれども、農林水産大臣が一定の要件を満たす高い公

性を有する卸売市場を認定をいたしまして、認定を受けた卸売市場のみが中央卸売市場という名称を使用できる仕組みになるものでございます。

現在の食品流通の状況を見ますと、多様なチャネルが存在をとどめています。また、かつてのように売手市場の時代とは状況が変化をしておりますけれども、こうした中で、厳格な取引規制に服する開設者でなければ開設者自体を認めないという現行の仕組みを維持するべきなのか、あるいは、市場外流通が相当程度ある中で、卸売市場がその機能を今後とも発揮していく上でどのような仕組みがよいのかという点につきまして、現在最終的な詰めの検討をしているところでございます。

○横山信一君 実態に合わせるということは大事なことでありますけれども、その上で、実態に合わせることでなくしてしまったものが大きなものにならないように、そこは慎重に検討していただきたいと思います。

○横山信一君 實態に合わせるということは大事なことでありますけれども、その上で、実態に合わせることでなくしてしまったものが大きなものにならないように、そこは慎重に検討していただきたいと思います。

七月の日EU・EPAの大枠合意から十一月のTPP-IIを受けまして、総合的なTPP等関連対策大綱が閣議決定されました。この中で、EUが競争力をを持つチーズについては、長期的に関税引下げの影響も懸念されるために、原料面で原料乳の低コスト、高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上、ブランディング等を推進するというふうに書かれております。現在、これに基づいて補正予算編成の検討が進められて

いるというふうに承知をしております。

そこでお聞きをしたいのは、加工原料乳生産者

補給金、これとは別に、チーズ向け生乳の生産性

向上や品質向上に向けた取組を行う生産者への支

援、これをどうしていくのか、これは谷合副大臣にお願いいたします。

○副大臣(谷合正明君) 今般改訂されました総合

的なTPP等関連政策大綱におきましては、体質強化対策につきまして、これまでの実績の検証などを踏まえた所要の見直しを行つた上で、必要な施策を実施してまいります。

政府が進めている働き方改革とは真逆にあるよう
なそういう生産現場ではあるんですが、そうした
背景もあって離農が進んだと。一方で、飼養頭数
の増加によつて大規模化も進んでいるという、今
そういう現状にあります。

等のアフターサービスが十分に受けられないといふ声があることは、私どもよく承知をしてござります。このため、本年七月に、国内の搾乳口ボットメーカー、代理店四社からヒアリングを行ふとともに、当該四社に対しまして搾乳口ボット導入農家の保守点検等に万全を期すように指導をいたしました。

家、地域の実情に合わせてきめ細かな事業選択を行つていただくことによつて搾乳口ボットの普及を進めていく必要があると思つております。

委員御指摘のようだ大変重要な事業だと思つておりますので、今後とも、搾乳口ボットの普及に必要な予算の確保に一生懸命努めてまいりたいと思っております。

○横山信一君　ここは予算の確保に尽きるんであります。

○横山信一君　ここは予算の確保に尽きるんでありますけれども、しっかりと、私たちも応援しきれないので、やつていただきたいと思います。

ちょっと時間がありますので、最後に大臣に市場法のことにつきまして、やはりこの市場法のいろいろ今後の役割とともに伺いはしたんであります

すけれども、市場法の中での食料安定供給という公的機能ということを考えいくと、今進めていく生産及び流通の円滑化というところばかりに日々行ってしまうと、本来この市場法が持つてきただ

役割が何とかかさんでしまいそうな、更に言うとこの市場法がいはずれなくなつてしまふんじないかと、そいつた危惧につながつていくくといふふうにも考へてしまふんでされども、この点につながつても

て、大臣、どのようにお考えになるのか、最後にお願いいたします。

○**國務大臣**（齋藤健君） 鉄賣市場については、隼
荷、分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を果

たしてきたところでありまして、国民生活に欠かせない生鮮食料品等の公正な取引の場として高い

公共性を有していると考えております。
今般の改革は、先ほども申し上げましたように、生産者、消費者双方がメリットを受けられ、機能をより発揮する卸売市場関係者もその役割

ことのできる食品流通構造の実現を目的とするものであります。

今後も、卸売業者、仲卸業者等の役割、機能が發揮され、卸売市場が食品流通の核としてその調整機能を発揮できるよう検討してまいりたいと思つております。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

六月十五日以来、半年ぶりの農林水産委員会といふことです。通常国会の閉会後、日欧EPAがあり、日米の経済対話など農林水産業に大きく関わる通商交渉が行われました。また、農林水産省が所管する歯医師をめぐつても、加計学園、これが総理の御意向で認可されたんじゃないかという疑惑が消えていないと。それから、米の直接支払交付金、戸別所得補償制度や減反の廃止、そして種子法の廃止を始め、政府が進める農政の多くの不安や意見をこの間聞いてきました。山積する課題を議論するのが国会なわけです。政府は国民の声、野党が求めてきたこの国会開会要求に応えず、衆議院を解散をして総選挙を行つて、多数を得るや否や、これ国会でまともな議論もないまま、TPP11は大筋合意したというふうに表明をしました。

一方、国会の議論が行われていない中で、政府の規制改革推進会議は、この農林漁業に対して相

変わらず介入を続けていると。こういう政治のありよう、農政の進め方について、多くの国民や農林漁業の関係者からはおかしいという、そういう声が掛かっています。

そこで、齊藤大臣に、農林関係者、国民をやつぱり置き去りにしたような農政は改めるべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○國務大臣(齊藤健君) まず、国会の召集ですとか衆議院の解散につきましては私の立場からコメントすることはできないわけでありますけれど、ただ、私が置かれた環境の中で、今御指摘あります。それに農林水産委員会の皆様とも真摯な議論をさせていただいて、私の職責を果たしてまいりたいと、そう思つております。

○紙智子君 日本農業新聞のモニター調査というのが夏にありましたが、その調査では、官邸主導の農業政策は評価しないというものが七八%ですか、今の農政に対する不信というのは本当に大きいものだということを是非認識をいただき

たいと思います。

今日は、米の直接支払交付金の廃止や食料自給率、そして歯止めなき通商交渉などについて時間の範囲でお聞きしたいと思います。

まず、米の直接支払交付金、戸別所得補償制度の廃止ですけれども、私もありこちら回つて歩いたなんだけれども、どこを回つても、これ、廃止への不安の強さ、存続を望む意見というのを聞くわけです。

北海道のある農協は、廃止によつて約四十億円

から七十億円影響が出るんだということが言われました。北海道のJA中央会は、中核的な扱い手で百二十万円以上の農業所得が減少するというふうに言つています。それから、群馬県に行きましたら、十年前に品目横断対策のときに集落組織を相当頑張つてつくつたと、個人の単位でいうと四ヶタールぐらいの人たちが恐らくやめていくんじやないのかということが言われました。集落の影響が出てくるというふうに言われました。それから、先日は新潟に行つたんですけれども、新潟で米を二十ヶタール作つてある、これは有機で半分作つてある人なんですけれども、その大規模農家は百万円の減収になるんだというふうに言わされました。

米の直接支払は、これ減反に参加していた農家に支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。米の直接支払交付金を廃止するということは、これ農業者に米生産から撤退を迫ることになるんじゃないのかなと思うんですけれど、いかがですか。

○國務大臣(齊藤健君) 先ほど来答弁申し上げておりますように、これからお米の需要がどんどん減つていく中で、いかにして水田を維持していくか。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。米の直接支払交付金を廃止するということは、これ農業者に米生産から撤退を迫ることになるんじゃないのかなと思うんですけれど、いかがですか。

○國務大臣(齊藤健君) 先ほど来答弁申し上げておりますように、これからお米の需要がどんどん減つっていく中で、いかにして水田を維持していくか。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。米の直接支払交付金を廃止するということは、これ農業者に米生産から撤退を迫ることになるんじゃないのかなと思うんですけれど、いかがですか。

○國務大臣(齊藤健君) 先ほど来答弁申し上げておりますように、これからお米の需要がどんどん減つっていく中で、いかにして水田を維持していくか。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。米の直接支払交付金を廃止するということは、これ農業者に米生産から撤退を迫ることになるんじゃないのかなと思うんですけれど、いかがですか。

○國務大臣(齊藤健君) 答弁は多分繰り返しになりますが、これまでいるんですね。國家公務員の給与を政府の手で減らすとか、あるいは民間でいうと労働者の賃下げを迫るような話なんですね。政府・与党の政策は、農家の所得倍増と言つてきたと思うんですよ。その政策に反する政策ではないかと。農業者は、戸別所得補償制度、創設当時でいうと十アルール当たり一万五千円だったわけです。これで赤字だった経営を何とか立て直したり、農業機械の更新をしたり、施設の整備を行つたり、あれば戸別所得補償制度を組んでやつて生活面でも子供の教育ローンをここで組んでやつて、いろいろなことがござります。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。米の直接支払交付金を廃止するということは、これ農業者に米生産から撤退を迫ることになるんじゃないのかなと思うんですけれど、いかがですか。

○國務大臣(齊藤健君) 答弁は多分繰り返しになりますが、これまでいるんですね。國家公務員の給与を政府の手で減らすとか、あるいは民間でいうと労働者の賃下げを迫るような話なんですね。政府・与党の政策は、農家の所得倍増と言つてきたと思うんですよ。その政策に反する政策ではないかと。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定される

分といふものは廃止をするということにしておるんですけども、安倍政権は廃止するということはだいておりますように、水田をフル活用していくという観点からは、食べるお米の需要が減つてい

前から言つてたじやないかと、うに言つかもしないけれども、既に組んだローンは払い続け

なきやいけないと、いうことがあるわけです。

ですから、今資金繰りをどうするかとか、今後

何を作るかと、多くの皆さんが悩んでいる状況に

あります。

ただ、内閣は戦略作物の生産にシフトをして、銅料用米を含めて、水田が有効に活用さ

れるよう誘導して、さらに所得も確保で

きるような水準の助成をさせていただくといふことで、この人口減少、米の需要減少に何とか対応していこうという政策であります。

したがいまして、これによりましてお米の所得が大幅に減つて撤退をしていくと、むしろその逆で

してやつている政策ではなくて、むしろその逆で

あります。私たちとしては、その需要に応じた生産をしていただき、さらにプラス、水田を活用していただくという、その二方面の政策によりま

して、農家の所得それから生産基盤の維持というものを維持していくための政策であります。

○紙智子君 今、政府は、米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定されるということですね。それは生産者米価に直しますと六十キロ当たり八百円ぐらゐの引下げになるわけです。政

府の手で米の下支えをなくすと、今給与法の審議

もされてるんですね。國家公務員の給与を政府の手で減らすとか、あるいは民間でいうと労働者の賃下げを迫るような話なんですね。政

府・与党の政策は、農家の所得倍増と言つてきたと思うんですよ。その政策に反する政策ではないかと。

農業者は、戸別所得補償制度、創設当時でいう

と十アルール当たり一万五千円だったわけです。

これで赤字だった経営を何とか立て直したり、農業機械の更新をしたり、施設の整備を行つたり、あれば戸別所得補償制度を組んでやつて、いろいろなことがござります。

○紙智子君 お米の生産は需要のある農業者には支払われるものですから、米生産に限定される

ことにはならないんだということを強くメッセージ出していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(齊藤健君) 答弁は多分繰り返しにな

ると思うんですね。これからお米の需要が

人口減少に伴つてかなり大幅に減つていくことが望むと想まないと、とにかくわざと現実として起こつてくる。そういう過程の中において、お米の生産をどういうシステムの中で需給を合わせていくかといふことが今問われているわけであります。

し、同時に、水田をきちんと活用しておこうと。

食べるお米の生産量が減るに伴つて水田もなく

なつていくということは何としても回避をしてい

かなくてはいけないということで、主食米の生産

が需要に応じてどうしても減つていく中で、水田

を維持し、なおかつ農家の所得を維持していくと

いうためには、戦略作物の生産、特に飼料用米の生産によって、そしてそこに、生産に助成をすることによって水田を確保しながら何とか農家の所得を確保していこう。そういう展開をしているわけでありますので、我々がその手を離して農家の所得がどんどん下がっていくのを放置しているということではありませんので、是非そのトータルの絵姿の中で御理解をいただきたいなど繰り返し申し上げさせていただきたいと思います。

○紙智子君 米は主食なわけですよね。それで、米の直接支払交付金は、生産者米価で生産費を貯えないと、赤字で米を作つても俺たち米食えないぞという悲鳴が上がつていただからこそできないものだと思うんですね。今、政府は農業者に対して、需要があるものを作れとコストを削減せよと自助努力を求めているんですけれども、米の生産者の所得を確実に増やす政策、手だてといふのはないんですよ。この状況だとやっぱり離農者が増えかねないと思うんです。

加えて、減反政策の廃止についてもお聞きしますけれども、政府は米の減反政策を廃止するわけですね。生産者は、需給調整をきるのか、価格が安定するのかということでは疑心暗鬼の状態に今あるんです。

政府は、需給見通しは公表しますと、細かくやるんだと言つてはいる。各県は、農業再生協議会で生産ビジョンを作つて現場に周知しますと、いうふうに言つてはいるんですね。それはいいですよ。だけど、一体どこが需給調整するのかということですよ。調整することのないんですね。市場価格任せになるんじゃないのかと。農産物は生産者よりも業者の方が力が強いわけです。買いたたきがあるという話もある。需給調整の機能がなかつたら、米がだぶつけば、これ買いたたきに遭うわけです。だから、政府は米の需給と価格の安定に責任を持つと、このことがやっぱり主食である米の安

定生産につながるし、農家の所得を増やすことにつながるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(齊藤健君) これも繰り返しになつて恐縮なんですが、米政策につきましては、三十年

数量目標の配分が廃止されますけれども、引き続い需要に応じた生産を通じて米の需給及び価格の安定を図つていくことは重要であるという認識をしておりまして、ただ、そこから先の手法において恐らく見解の相違があるんだろうと思つております。

私どもは、どんどん需要が減つていく中で、皆さん方に配分する生産量というものがどんどんどんどん減つていくことは、いずれどこかでこれは破綻をしていくといふに思つております。それでもですから、このところにミスマッチがあるということを申し上げております。

一方、ブランド米はブランド米でもちろん一定の需要がござりますので、そこにはしっかりと供給していくべきだということで、何か全部を業務用米にしるとかブランド米はもう要らないとか、そういうことを申し上げているわけではなくて、まさに需要のボリュームに応じた的確な供給をすべきだということをミスマッチの解消として進めているところでございます。

○紙智子君 私、新潟に先日行つたときに、新潟は実際には米の生産でいうと全国今一位だし、それから価格も、一番おいしいと言われている、価格も高いわけですね。その新潟ですら、もう業務用米ということで、相当意識がそっちの方に動いているなということを感じたわけです。

米の直接支払交付金と減反を廃止して、事実上これ米生産から、さつき舟山さんも質問していましたけれども、政府が手を引くということになると、これは農家のモチベーションを下げるところになるというふうに思うんですよ。これが一体、攻めの農業なんて言うのかなというふうに思うわけです。

各地から強い要請が出されている問題ももう一

つだけちょっと触れておきたいんですけど、これ

本的に変えていくことになるわけですね。

食味の良い米とかあるいはブランド米、これはもう力は入れないということなんでしょうか。

○政府参考人(柄澤彰君) 私ども今、需要に応じた生産というのを進めているわけでござります。

主食用米全体の需給は比較的安定している中で、

今委員御指摘の業務用米に対するニーズに対し

て、そこに供給する生産の方が追い付かないもの

ですから、このところにミスマッチがあるとい

うこと申上げております。

一方、ブランド米はブランド米でもちろん一定の需要がござりますので、そこにはしっかりと供給していくべきだということで、何か全部を業務用

米にしるとかブランド米はもう要らないとか、そ

ういうことを申し上げているわけではなくて、ま

さに需要のボリュームに応じた的確な供給をすべ

きだということをミスマッチの解消として進めて

いるところでございます。

○紙智子君 私、新潟に先日行つたときに、新潟

は実際には米の生産でいうと全国今一位だし、そ

れから価格も、一番おいしいと言われている、価

格も高いわけですね。その新潟ですら、もう

業務用米ということで、相当意識がそっちの方に

動いているなということを感じたわけです。

米の直接支払交付金と減反を廃止して、事実上これ米生産から、さつき舟山さんも質問していま

したけれども、政府が手を引くことになる

と、これは農家のモチベーションを下げるところ

になるというふうに思うんですよ。これが一体、攻

めの農業なんて言うのかなというふうに思うわけ

です。

各地から強い要請が出されている問題ももう一

つだけちょっと触れておきたいんですけど、これ

はちょっと後の時間があるので、要請、要望とし

て言つておきたいんですけど、今年度の産地

交付金、これの、戦略的作物の作付け拡大によつて留保分の一部が戦略作物助成に充てられて、各

地域の産地交付金が減額配分になつてはいるんですけど

北海道では約十一億円が不足してはいるんだと

いう話なんです。必要な予算を是非確保してほし

いということを、要請上がつてますので、多分検討はされていると思うので、是非応えていただ

きたいということは、これは要請にとどめておき

たいと思います。

それから、米の直接支払交付金の廃止、減反廃

止についてなんですか、米の生産は食料自

給率にも大きく影響すると思うんですね。今年発

表された平成二十八年度、二〇一六年度の食料自

給率は三八%に低下をしました。小数点まで言つ

て三七・五八%です。前年度と比べると一・九%

も下がつてゐるわけです。

政府は北海道の台風被害が要因なんだというふうに言つたんだけど、本当にそれだけかと。三

八%になつた要因は自然災害だけではないと思うんですね。農地は毎年二万ヘクタール程度減つて

いるわけです。そして、販売農家は毎年七万人

と三七・五八%です。前年度と比べると一・九%

も下がつてゐるわけです。

政府は北海道の台風被害が要因なんだというふ

うに言つたんだけど、本当にそれだけかと。三

八%になつた要因は自然災害だけではないと思う

んですね。農地は毎年二万ヘクタール程度減つて

いるわけです。そして、販売農家は毎年七万人

と三七・五八%です。前年度と比べると一・九%

も下がつてゐるわけです。

○国務大臣(齊藤健君) 今御指摘のように、平成

二十八年度のカロリーベースの食料自給率は三九

から三八%となつたと。これは、小麦やん菜等

について長雨や台風などの天候不順により生産量

が減少したことが理由としてありますけれども、

それに加えて、食料自給率は長期的に低下傾向で

推移しております。これは、お米の消費が減少

して畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活

の変化に国内生産がうまくシフトできていないと

いうことが主たるこの長期的低落の要因ではない

かと思っております。

まあ、もうこれ委員御案内だと思いますが、政

府としては、現行の食料・農業・農村基本計画で

定められております平成三十七年度までに食料自

給率を四五%に引き上げるという目標達成に向

けで、国内外での国産農産物の消費拡大とか食育の

推進、消費者ニーズに対応した麦、大豆の生産拡

大や、飼料用米、これ飼料用米は先ほど進藤議

員、議論されていましたけれども、飼料用米の推進ですか、優良農地の確保や担い手の育成の推進といった各種の施策を総合的かつ計画的に講ずることによって食料自給率の向上を図っていくといふ、そういう考え方で進めていきたいと思つています。

○紙智子君 主たる要因をそこに求めているようでは本当に困るなと思うんですよ。

政府の食料自給率目標四五%と今お話しになりましたけれども、自然災害があつたら低下したというふうに言い訳を言い続けるわけにはいかないと思うんですね。本当に上げていこうと思つたら、小麦や大豆などの戦略作物を生産する対策というのは当然必要ですけれども、やはり食料自給率を引き上げるために、生産基盤を再生させながら確かな手法として輸入農産物を国産に置き換えると、こういうことをやらなければいけないんだと思うんです。輸入農産物を国産に置き換えるためには、生産、流通、消費全体を見直すが必要なんだと思います。

日本農産物は、自由化政策で安い外国産と過酷な競争にさらされ続けています。政府は、七月に、日欧EPAは大枠合意したと発表しました。また、政府は、十一月に、十一日ですべての合意が達成されたと発表しました。TPP交渉についてお聞きします。

日本の農産物は、自由化政策で安い外国産と過酷な競争にさらされ続けています。政府は、小麦についても、オーストラリア、カナダに無税枠の輸入枠を設定すると。アメリカが抜けてもこのTPPの本質は変わらないわけですね。一方、アメリカのライス協会は、TPP枠でも不十分だと言つてきたんですよ、あの五万トン枠でも不十分だと言つてきたと。日米経済対話でこの後圧力を掛けてくるの必至だと思うんですね。政府は、大枠合意とか大筋合意という言葉を使つて、何かあたかもまとまつたような発表をしているんですけども、本当にまとまつたのかと

いうふうに思うんですけども、これ、いかがでしようか。

○紙智子君 主たる要因をそこに求めているようでは本当に困るなと思うんですよ。

政府の食料自給率目標四五%と今お話しになりましたけれども、自然災害があつたら低下したといふうに言い訳を言い続けるわけにはいかないと思うんですね。本当に上げていこうと思つたら、小麦や大豆などの戦略作物を生産する対策といつたけれども、やはり食料自給率を引き上げるために、生産基盤を再生させながら確かな手法として輸入農産物を国産に置き換えると、こういうことをやらなければいけないんだと思うんです。輸入農産物を国産に置き換えるためには、生産、流通、消費全体を見直す必要なんだと思います。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまって全体が固まる、パッケージで合意するんです、つまり、TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります、つまり、TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したということでござります。

○紙智子君 今まで全分野一括解決を大筋合意と言つたわけですね。今、全分野で合意しているのに大筋合意なんですね。中核について合意したと、こういう発表をすればいいんじゃないですかね。大筋合意というのはどういう状況をいうのか。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

TPP交渉の際には、元々の原型のTPPですけれども、当時は、甘利担当大臣は、全体がまとまります。TPPの二十一分野全体がまとまります。TPPでは、十一か国で議論した結果として、おっしゃるようにGDP要件を外しまして、単純に六か国の締結完了としたわけでございます。これは、発効が一部の国の影響を受けにくくなるということを十一か国が志向したと、その結果、合意パッケージに全閣僚が合意したと、こういうのが要件だったわけですけれども、これ、大筋合意だといふことでござります。

た後に出すんじや駄目なんですよ。順序が逆だというものが国民の皆さん非常に今まで繰り返し主張していることですから、それはきっと影響調査については出して、その上で必要な対応策という形にしていただきたいと思います。

安倍総理は、アメリカ抜きのTPPは意味がないとずっとと言つてきたんですね。アメリカがいなくなると、アメリカをお待ちしていますということで受皿をつくつて、日本の農業や地域に大きな打撃を与える通商交渉に突き進んでいるわけですね。この歯止めなき自由化路線はやめていただきたいということを強く求めたいと思います。

最後に、もう一点質問いたします。

ビキニの核被災についてです。アメリカが一九五四年に太平洋ビキニ環礁で行つた水爆実験で日本本の漁船一千隻が被曝した問題で、山本有二前農水大臣には、八月、高知県の関係者に会つていたときました。これは感謝いたします。そして、記者会見で、県が健康被害、健康不安に寄り添う形で様々な施策を展開している、国が県に支援できればと思つているというように言われたわけですね。国の支援も是非お願いしたいと思います。

そこで、私は、四月に、核実験が予定された際に水産庁としてこの海域で操業停止とか回避指示をされたのかと聞きましたら、そのときに水産庁長官は、調べてみると、事実を確認するというふうに言われたんですけども、是非現状を、その後の御説明をお願いします。

○政府参考人(長谷成人君) 昭和二十九年のビキニ環礁における核実験の際に、その周辺海域で漁船に対して操業停止等の指示を行つたかについて調査いたしましたけれども、その指示の有無を裏付ける資料は発見されておりません。

一方、その後の昭和三十一年のエニウェトク環礁における核実験以降、昭和三十七年までに米国が累次実施した核実験につきましては、米国政府から核実験の準備や実施、危険区域の設定等について発表があり、これを受けて水産庁は都道府県、関係団体を通じ、当該情報を関係漁船に周知

徹底するよう依頼文を発していることにつきましては確認されたところです。

○紙智子君 出されてきた資料を見ると、どれだけの賠償額が必要かということの資料はあるんですけれども、実際に被災したその被害者の人たちに対するどうなのかということについては何も検討された記録がなくて……。

○委員長(岩井茂樹君) 申合せの時間が参りまし

たので、質疑をおまとめください。

○紙智子君 はい。

そういうことで、引き続き、大変だと思いますけれども、探していただけようにお願いいたします。

○紙智子君 終わります。

○儀間光男君 ありがとうございます。日本維新の会の儀間でございます。

常会が終わつてかなり時間たつんですが、その間国会が一度も開かれずして、これで国会議員と

していいのかな、国会としていいのかなという思

いをしながら、悶々としながら過ごしてきたんで

すが、今日久しぶりに立つことになって大変うれ

しく思います。

その間に、また農林水産大臣、齊藤大臣、あるいは磯崎、谷合農林水産副大臣、あるいは野中、上月大臣政務官、それぞれが御就任されたん

りますが、まさしく初めましてというようなこと

でござります。どうぞこれから一緒になつて我

が國の農林水産業の発展のために頑張つてまいりま

しょう。

通告に従つて質問をするんですけども、その前に大臣に所感、所見を述べていただきたいんで

すが、最近、北朝鮮から木製の漁船と思われる、軍船かも分かりませんが、船が道府県、日本海側

に多く漂着をしております。直接は海上保安庁あ

るいは外務省あるいは防衛省でしようけれど、そ

れから被害を受ける、あるいは恐怖を感じるのは

沿岸の漁民の皆さんですね。

私は、実は尖閣で中国のあつれきを相当受けた恐怖感が上がつてきたんですね。

民は尖閣の漁場を放棄して、なかなか行かないんですね。それぐらい危機感を持つて今日来ました。

今、日本海側の、北朝鮮の木船とはいえ、何か異常を感じて心配なんですが、農林水産大臣として漁業者に及ぼす影響が心配されるのかどうか、少し所見をいただきたいと思います。

○國務大臣(齊藤健君) 現在、大和堆周辺の我が

國の排他的経済水域において北朝鮮の漁船等による操業がある現状にあるわけですが、これは違法

でありますし、また、御指摘のよう、我が國漁業者の安全操業の妨げにもなるものであると思つておりますし、極めて問題と考えております。

漂着した船についての対応というのは私どもの仕事ではないんですけども、この大和堆周辺の排他的経済水域における違法操業ということであ

れば、これについては、私ども海上保安庁と連携しつつ、漁業取締り船をこの大和堆周辺に実は重

点配備をしておりまして、現場において厳しい対

応によって漁はこの排他的経済水域から退去をさ

せるということを行つてあるところでございま

す。

○儀間光男君 しっかりとひとつやつてもらわぬと

いうと、北朝鮮のEEZ海域を中国は一部買い取つたという話もありまして、まさに尖閣の現実

を見るような思いがして危機感を持っておりま

す。

それともう一つ、大臣の所信表明に追つて質問

をしていきたいと思いますが、これ読み込んでみ

ますという、団体が二つできていて、それをど

う使い分けるか、ちょっと団体の担うその仕事

が、業務がどういう業務かをそれは先に聞かせて

いただきたいと思いますが、日本食品海外プロ

モーションセンター、いわゆるJFOODO、そ

れから、米の海外市場拡大戦略プロジェクトとい

う二つのプロジェクトチームがそれぞれの業務を

負つてスタートをするわけでございますが、どう

見たつて一つでいいような感じもしないでもない

のですが、それぞれどういう役を担おうとしてい

るのか、ちょっと、所信表明の行間からでござりますけれど、お答えいただきたいと思います。

○國務大臣(齊藤健君) まず、日本食品海外プロ

モーションセンター、これJFOODOといいま

すが、これは本年四月に設置をされたものであり

ますけれども、ここで戦略をそれぞれ策定をいた

しまして、ここは具体的なプロモーション策の試

行や効果分析、品目別輸出団体等の関係者と連

携、調整を行いながらこの策定した戦略案を実施

に移していくということになります。

これは、今までの、どちらかというとプラン

ディング戦略が弱いということがありましたの

で、日本の優れた食品や農林水産物をいかにブラ

ンディングをしていくかというところに非常に力

点が置かれておりまして、報道されておりますけ

れども、七分野先日策定をいたしました、日本酒

ですとか、それからグルテンフリーなど米粉もあ

りますけど、そういうものをいかに付加価値の

高いものとして売れるようにブランディングをし

ていくかという戦略を主に講ずる組織でございま

す。

それからもう一つの米の輸出拡大プロジェクト

の方は、これは米に絞った組織であります。これ

は、我が国の主食用米の需要がこれから年間約八

万トンずつ減少する中において、海外における日

本産米の需要を拡大していくという、そういう

発想の下でつくられたものであります。これにつ

きましては、平成三十一年までに十万トンの輸出

という、これは主食用米だけじゃなくて加工米や

お酒として海外に出ていくものも含めた米の実質

の輸出量ということでありますので、主食用米だ

けじゃありません、そういうものも含めてお米に

換算するとといふことがありますけれども、平成

三十一年までに十万トンという大きな目標を掲げ

て、これをコメ海外市場拡大戦略プロジェクトと

いう形で立ち上げたところであります。

これは、輸出をされる事業者と産地のマッチングですが、それから三十年産の輸出用米の生産に関する個別調整商談等とか、より具体的に、こ

<p>の輸出業者がこういう輸出をしたいんだけど、産地とどうマッチングしたらいいのかとか、そういう個別の課題を私どもと協力し合いながら解決をして、いつて平成三十一年までに十万トンという目標を達成しようという、そういうお米個別プロジェクトでございます。</p> <p>○儀間光男君 今の答弁、また後でちょっと追っかけてみたいんですが、要するに、理解として、米の海外市場拡大戦略プロジェクト、これは米に特化するものである、あのJFOODOは、これ見ますという、何か食肉なのかなと思つたりするんですね、HACCPやハラールなどを挙げておりますから。だから、理解の仕方では、米に特化した、あの日本食品というのJFOODOでいくんだという解釈でいいんですね。</p> <p>○国務大臣(齋藤健君) JFOODOは、日本の農林水産物・食品全般にスコープがまずあります。それでその中で、輸出額とか伸び率などを念頭に、有望なものはどれかという品目の候補を選定をいたしまして、そこから先、プロモーションでブレークスルーを図つて、こういうものであります。現在七テーマ設定して取り組み始めたところがございます。</p> <p>○儀間光男君 確認までのお尋ねがありました。それでは通告に従つてちょっとやつてみたんです。ですが、そのJFOODO、平成二十八年の農林水産物・食品の輸出総額は七千五百億円を超ました。これは対前年度比で〇・七%増加をしております。さらに、一十九九年九月までの実績、今年ですね、見ますというと五千六百八十三億円、これは対前年同期比で五・四%となつております。</p> <p>そこでですけれど、今年、今のように希望が持てるんですが、今年の目標数値は幾らに設定しておられるのか、現行はどういう状態になつて、今数字を挙げましたけれども、それからどういう見通しをされるのかを聞きたいと思います。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) 各年との輸出額の</p>
<p>目標というのは設定してございませんけれども、現在あります目標としましては、二〇一九年に個別の課題を私どもと協力し合いながら解決をして、いつて平成三十一年までに十万トンという目標を達成しようという、そういうお米個別プロジェクトでございます。</p> <p>○儀間光男君 平成三十一年、一兆円を目標にするわけですから、これ年度ごとの目標設定をしないで、積んでいくんですね。</p> <p>例えば、二十七年度は七千五百億円あつたと、今は五千九百億ぐらいですから、最終的には幾らも増えているんですね、それでは二十九年は、やりますよという目標は設定していないんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) プロモーションの中には、結果に、輸出につながるまでに時間の掛かるものもありますので、各年の目標というの現存ございませんが、再来年、二〇一九年の目標として、先ほど繰り返しになりますけれども、一兆円という目標に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。</p> <p>○儀間光男君 積み上げ方式じゃなしに、二〇一九年、そこは一兆円を売るんだという理解の仕方でいいんですね。</p> <p>それで、それはそれでいいんですけど、これを見ますというと、輸出で、北米や欧州や中東あるいはアジア、それぞれ見てみると、アジアが今年九月段階で五千三百億ぐらいあるんですね。これが実に七一・七%を占めております。あと北米や欧州や中東、大洋州、アフリカ、中南米などなどありますけれど、アジアの中でもまだ、日本にいろいろ近い、親密にやっている国々で、全然取引がないか、全然少ない国々があるんですね。これ、ODAでいろいろ日本が協力している國も含みますけれども、ミャンマー、ブルネイ、インド、フィリピン、マレーシア、インドネシアなどなど、この国々には日本の輸出がまだ行き届いていない、そういう状況にあるんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) まず、海外への商品の輸出拡大に当たって、プロモーションの関係で</p>
<p>○儀間光男君 平成三十一年、一兆円を目標にするわけですから、これ年度ごとの目標設定をしないで、積んでいくんですね。</p> <p>例えば、二十七年度は七千五百億円あつたと、今は五千九百億ぐらいですから、最終的には幾らも増えているんですね、それでは二十九年は、やりますよという目標は設定していないんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) プロモーションの中には、結果に、輸出につながるまでに時間の掛かるものもありますので、各年の目標というの現存ございませんが、再来年、二〇一九年の目標として、先ほど繰り返しになりますけれども、一兆円という目標に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。</p> <p>○儀間光男君 積み上げ方式じゃなしに、二〇一九年、そこは一兆円を売るんだという理解の仕方でいいんですね。</p> <p>それで、それはそれでいいんですけど、これを見ますというと、輸出で、北米や欧州や中東あるいはアジア、それぞれ見てみると、アジアが今年九月段階で五千三百億ぐらいあるんですね。これが実に七一・七%を占めております。あと北米や欧州や中東、大洋州、アフリカ、中南米などなどありますけれど、アジアの中でもまだ、日本にいろいろ近い、親密にやっている国々で、全然取引がないか、全然少ない国々があるんですね。これ、ODAでいろいろ日本が協力している國も含みますけれども、ミャンマー、ブルネイ、インド、フィリピン、マレーシア、インドネシアなどなど、この国々には日本の輸出がまだ行き届いていない、そういう状況にあるんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) まず、海外への商品の輸出拡大に当たって、プロモーションの関係で</p>
<p>○儀間光男君 平成三十一年、一兆円を目標にするわけですから、これ年度ごとの目標設定をしないで、積んでいくんですね。</p> <p>例えば、二十七年度は七千五百億円あつたと、今は五千九百億ぐらいですから、最終的には幾らも増えているんですね、それでは二十九年は、やりますよという目標は設定していないんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) プロモーションの中には、結果に、輸出につながるまでに時間の掛かるものもありますので、各年の目標というの現存ございませんが、再来年、二〇一九年の目標として、先ほど繰り返しになりますけれども、一兆円という目標に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。</p> <p>○儀間光男君 積み上げ方式じゃなしに、二〇一九年、そこは一兆円を売るんだという理解の仕方でいいんですね。</p> <p>それで、それはそれでいいんですけど、これを見ますというと、輸出で、北米や欧州や中東あるいはアジア、それぞれ見てみると、アジアが今年九月段階で五千三百億ぐらいあるんですね。これが実に七一・七%を占めております。あと北米や欧州や中東、大洋州、アフリカ、中南米などなどありますけれど、アジアの中でもまだ、日本にいろいろ近い、親密にやっている国々で、全然取引がないか、全然少ない国々があるんですね。これ、ODAでいろいろ日本が協力している國も含みますけれども、ミャンマー、ブルネイ、インド、フィリピン、マレーシア、インドネシアなどなど、この国々には日本の輸出がまだ行き届いていない、そういう状況にあるんですね。</p> <p>○政府参考人(井上宏司君) まず、海外への商品の輸出拡大に当たって、プロモーションの関係で</p>

感じのようでありますから、伸び代相当あると思うんです。

だから、いかに生産意欲を持たせて、生産意欲を持つて生産していくことが大事だと思うんですね。そういうことで、ひとつ頑張つていただきたいな、もっともつと行政もバックアップして、制度、政策もきちっとやって頑張つていただきたいと、こう思います。

次に、米の市場拡大戦略について、これも立ち上がっておりますけれど、今大臣御答弁のあった十万トンを出していこうと、平成三十一年。これを目標としておつて、それをいろいろ見てみると、米粉を始め酒であるとか米菓であるとか、いろいろ米にまつわるものがあるんですが、さつきのJFOODOとの仕分の中で加工品、つまり米粉とか米菓とか清酒はこの十万トンの中に入らなければいけません。

○政府参考人(柄澤彰君) 先ほど大臣からも御答弁がございましたが、本年九月に、米の飛躍的な輸出拡大を目指しまして、平成三十一年までに十万トンという大きな目標を掲げたコメ海外市場拡大戦略プロジェクトを立ち上げたところでござります。

今委員御指摘のこの十万トンの中身でございますけれども、いわゆる粒の米そのもののみならず、お菓子、米菓、それから日本酒を米に換算した数量も含んだ目標としているところでございます。

○儀間光男君 酒造って、米の使用した量というか、重量を出せるんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) これは一定の計算で換算できるところでございまして、現状におきましては、平成二十八年の現状を見ますと、米のいわゆる粒につきましてはおおむね一万トン輸出されておりますが、お菓子の換算、米に換算した数量は大体三千トン程度、お酒でいえば大体一万一千トン程度の換算したものが輸出されているという計算になるところでございます。

○儀間光男君 これで見ますと、資料を見ますと

いうと、清酒が構成比の七〇・五%を占めるんですね、米そのものよりは、今おっしゃったように

米は一万トンですよ、十万トンのうち、加工品からの数量から挙げていくとね。十万トン米というけれど、米そのものは一万トン程度と。どうですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 要は、米に換算して十万トン輸出できるようにということで、その際、粒の今まで輸出すればそれがそのままカウントされますが、お酒あるいは煎餅に加工されたものであればその原料としてカウントする。いずれにしても、国内の実質的にお米が十万トン輸出できるようにという目標を掲げたプロジェクトでございます。

○儀間光男君 びっくりしましたね。私は、十万

トンというから、米そのものだと思ったんですね。国内で使つて作る製品、それも輸出の中に入れるなんて、物は輸出しますよ、米を輸出の対象とするのはちょっと、尋常ですか、どうなんですか。

これを見ると、そうすると、米は一〇・九%で一億です。これ出ているんですよ、金額も。七

〇・五%が清酒、米一二・二%、米菓一七・二%。二十九年度は九月まで百八十三億円、そのうち清酒が七一%、米一二・六%、米菓一六・四%。

こういうことになつておるんですが、じゃ、もうこれからどうのこうの言つたつてしようがあまりせんから、それも含めての輸出とするということで、十万トン目標、取組、達成できると、そういうふうに思つていいんでしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) これは正直申し上げて、現状からすればかなり意欲的な目標ではございませんけれども、今まで、どちらかといいますと

輸出しようという形で余りターゲットを絞るような取組はございませんでした。

今回のプロジェクトにおきましては、まず、戦略的輸出事業者と、輸出される方に実際手を挙げていただくと、それからその事業者に米を供給する産地にも手を挙げていただくということをやりました。その結果、十月末の時点では三十三事業者から手を挙げていただきまして、この業者のお一人お一人の目標を足し上げますと実は十二・五万トン、十万トンを上回つていている手を挙げていただいたところでありますし、それから、そこに米を供給しようと思われる産地からも大体二百三十地から手が挙がつたところでございます。そのような形で、ピンポイントに産地と事業者を特定して進めていくという新しいやり方で、何としてもこの目標に向けて努力をしてまいりたいと存じます。

○儀間光男君 もつと議論したいんですけど、どうも時間がないようで、食用米と飼料米等の動き、それが業務用米にどう影響するのかなどあります。

私ども毎年度、農業基盤情報基礎調査という調査を実施しております、二十七年三月時点で、既に現時点で全体の二割程度ございます。今後、施設が現時点で全体の二割程度ございます。今後、十年間このままで、約四割が標準的な耐用年数を超える状況になるということと、施設の維持、修理なりが重要な課題であると認識をいたしております。

○儀間光男君 是非ひとつ頑張つて、農家が生産意欲が湧くような、営農意欲が生き立てるような、こういう基盤整備をしていただきたいと思います。

の連携を考慮しつつ、種子の供給に当たって從来実施してきた業務を実施していくことといたることにつきまして、都道府県が実施する事務に要する経費については、一般的の参議院農林水産委員会における附帯決議も踏まえつつ、引き続き適切な地方交付税措置がなされるよう、現在総務省との方向で調整をいたしているところでございます。

○森ゆうこ君 年末も近づいておりまして、いよいよ予算も決まるというような時期になつてまいりました。根拠法をなくすといふことの大ささ、種子法があつたからこそ機能してきたんですよ、予算が付けられてきたんですよ。それで、各都道府県が責任を持つて、もちろん知的財産を守るための法律ではありませんでした。でも、結果として我が国的主要農作物の種子、原原種、原種、しつかりと守ってきた、知的財産を守ってきた。これ重要なことだったわけですよ。

まあ御苦労してくださつてることは分かつているんですけど、本当にしつかりと予算取れるんですかね。大臣、どうですか。

○副大臣(磯崎陽輔君) 済みません。私が先ほど答えたもので、答えさせていただきます。

地方交付税の基準財政需要額の算入というのは、別に法律がなければ算入しないということにはなつていなかつてあります。法律があろうとあるまいと、既に総務省との間では都道府県の事務は基本的に変わらないという了解ができておりますので、地方公共団体の事務として残る以上、それに対して国が適切な地方交付税措置をするのは当然でございますから、まだ予算編成過程でございりますので最終結論をここで御披露するわけにはいきませんが、間違いないようにしつかりと頑張つてしまひたいと思います。

○森ゆうこ君 磯崎副大臣の御努力に敬意を表し、そして御期待を申し上げておきたいと思います。先ほどの事務次官通知もございましたけれど

も、大臣の先ほどの答弁で、とにかく安く提供するんだと、種子あるいは苗というものをという話の文脈の中で、結局、先ほどのお話をすると、もう主要農作物、お米とかそういうものは各都道府県しっかりと種子を確保しておりますけれども、今後、民間参入、悪いことではないですが、結局その後、大事な種子あるいは苗の生産も、主要農作物ですね、主食の、それも海外に移つていくんじやないかというふうなことを、当然そうなるというふうに思いますけれども、そういうふうにお考えで先ほどの御答弁があつたんでしょうか。

○國務大臣(齊藤健君) 先ほども答弁をさせていただいたと存りますけれども、民間事業者の種子生産への新規参入を促すということがこの主要農作物種子法の廃止や農業競争力強化支援法の新規参入支援措置等の狙いとしてあるわけでありますけれども、我が農業の国際競争力強化に向けて官民の総力を挙げた種子の開発、供給体制の構築を進めるというのが趣旨でありますので、この二つの法律の法律的対応によりまして海外にどんどんど流出をしていくことは我々の意図するところではありませんし、先ほど御答弁申し上げましたように、海外に官民で、独立行政法人や都道府県から技術を提供するに当たつてはきちんと知的財産のマネジメントをするように、それから、海外での種苗法の登録をしつかりするようにというような指導をしながら、御懸念ないようにしていただきたいというふうに思つております。

○森ゆうこ君 いや、何かそういうことができるんじゃないですか。だから民間に提供するんでしよう。民間のビジネスの範囲じゃないですか。そんなことを担保できる法律でも新たにできましたつけ。

○副大臣(松本文明君) 先生に何回も説明をしておりますというふうに答えました。

○森ゆうこ君 虚偽答弁じゃないんですか。これ。出ていたじゃないですか、去年の六月、ああ二年前、平成二十七年六月五日、ワーキンググループのヒアリングに加計学園三名出でていたじゃないですか。あれだけ質問していたのに、なぜ答えなかつたんですね。虚偽答弁じゃないですか。

○政府参考人(村上敬亮君) ワーキングの中では極力、自由闊達な意見をしていただくということ

で、事務局や内閣府の方から特に何の発言をしていません。平成二十七年六月五日の議事録のことについて答えるんですか。去年の、じゃない、二年前、て答えるんですか。去年の、じゃない、二年前、で答えるんですか。去年の、じゃない、二年前、ます。

○森ゆうこ君 あつ、いいです、いいです。まだちょっとと先があるので。

それで、提案者というのは、委員の質問には全て答えるんですか。去年の、じゃない、二年前、平成二十七年六月五日の議事録のことについて

ます。

○政府参考人(村上敬亮君) 基本的には、委員の方から質問が出たことに對

して、提案者がそれに対し、答えられる範囲で、責任を持つて、提案者として責任を取れる範囲でお答えになられているというふうに承知をしています。

○森ゆうこ君 議事録を見ますと、あつ、議事録になつたんだ、改ざんしていたの全部は直さなかつたけれども、ちょっとだけ直して、議事録と

して発表されたんすけれども、この議事録を見ますと、委員の質問に愛媛県が答えていない部分

があるんですけども、それもう想定の範囲内で
しょうからペーパーは用意してあると思いますけ
ど、これは何で答えていいんですか。誰が答え

○政府参考人(村上敬亮君) 繰り返しで恐縮ですが、たんですか。
ざいますが、公式な記録である議事要旨や議事録は公式な発言を記録するものでございます。したがいまして、出席者が行つた公式な発言の内容というところのやり取りでは全て、議事に入る前の公開の可否を確認する場面も除き、公開した議事要旨に記載をしていると。

他方、説明補助者のやり取りは、ワーキンググループ委員の発言も含めて非公式な発言であり、議事要旨や議事録には掲載をしない。また、その掲載の内容、在り方につきましては、提案者の御了解もいただいた上でセットをさせていただいているというふうに承知をしてございます。

○森ゆうじ君 ということは、提案者及びワーキングの委員の発言は全て議事要旨に載るとおしゃつたということですね。
○政府参考人(村上敬亮君) 公式な発言として認めるべき発言につきましては、公表されている議事要旨、議事録の形で、正式な形で載つているというふうに承知をしてございます。
○森ゆうじ君 ちょっと、言い換えないでください。

だつて、公式に出席しているんでしよう。この委員の発言は削除する、この提案者の発言は削除する、じや、全然オーブンじゃないじゃないですか。説明補助者以外の公式の出席者の人の発言というのはちゃんと書いてあるんでしよう、議事要旨、議事録に。

○政府参考人(村上敬亮君) 説明補助者とのやり取りにつきましては、ワーキンググループ委員の発言も含めて、それが専ら説明補助者とのやり取りに關するものに關しては非公式な発言ということで整理をしておりまして、議事要旨や議事録には掲載していないと、こういうことで運用をさせさせていただいござります。

○森ゆうこ君 ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。副大臣ですか、これで議論の流れ、手続のプロセス、オープンになつていてると言ふらしいですか。

説明補助者は公式じやないからいい、ひそひそ
しなくていいよ、公式に認められていない出席者
だからその発言が非公式だと勝手に決めて、削除
しちゃつた。利害関係者でしょう、加計学園。
なぜ、そうおっしゃるんですか。じゃ、その説

明補助者とのやり取りだけだったら、ワーキンググループの人の発言もカットしちゃうわけ。すごいね。そうなんですか、副大臣。

○副大臣(松本文明君) 先生にこれもう何回も説明しているんだろうと思うんですが、ワーキンググループの議事は原則公開というのが八田座長の方針であります。これに基づいて、ルールにのつとつて詳細な議事要旨が作成され、それは全てオープンになつていて、こう承知をいたしております。

は、先ほども答弁させていただいたとおり、責任ある説明を求める場であるために、提案者以外の者は正式な出席者とはならない、こういうルールであります。そういうルールの中できちつと必要なものは全てオープンになつていて、こう承知をいたしております。

○森ゆうこ君 全くオープンになつていませんね。
本間委員が加計学園の出席者に教員の確保は大丈夫かという質問をした、大事なことでしよう。で、大丈夫ですと答えている。それはまさしく事実です。

業者定じやないですか。そういうのを全部削除して何がオープンなんですか。

続きは、何でしたつけて、合同審査か何かで多分やることになると思いますので、もう少し私も詰めたいというふうに思います。相当想定問答を考えて、削除したんじゃない、改ざんしたんじゃないといふことにしようとしているけど、認められませんよ、こんなことは。完全に隠蔽だし、完全

に改ざんじやないですか。

それで、文科省からも来ていただいておりますけれども、皆さんに資料お配りしております。問

山理科大学獣医学部医学科の主な審査意見への対応状況。認可されました。しかし、留保事項、一番右側が最後に、二ページこわたつて右側が、最

終的にもうしようがないと、認められないんだけど
れども、認可しますという答申を出したときの留意

事項ということになります。これ留保していると
いうことなんですね。

この最後のところをもう少し詳しく見ていくと、最初の五月の意見とか見ると、四条件クリアしていくないじやないかというのが丸分かりなんですが、

いろいろあるんですねけれども、それ一つ確認しているとちょっと時間がないので、一番最後、右側、四点五章、「次回」のところ、「ナレシゴト

假
音意事項 一枚目の二番目のヤングですけれども、例のバイオセーフティーレベル、最低でも3の実験室が確保できるのか、この問題についてお

聞きをしたいと思います。

○政府参考人(吉永和生君) はい そうしましたら ます 加言学園から この設置について相談ありましたか。

現在のところ、加計学園からB.S.L施設の設置に
に関する相談を受けておりません。具体的な設置

状況について、厚生労働省としては承知しておりません。

施設の設置につきましては、まず、当該施設が完成した後に、病原体を所持しようと/orする段階で具

具体的な計画を定めた上で厚生労働省に申請が行われ、その上で、厚生労働省におきまして申請書の内容や実際の施設を厳格に確認した上で許可を行

うかどうかの判断を行うことにならうかと思いま
す。

○森ゆうこ君 今さら、と御説明いたしましたが、事はそんなに簡単ではありませんで、まず、施設がその基準に達していることが大前提ですよね。それは建物の構造 자체も問題にしなければ

の答弁は何ですか。

いや、実は、私、何でこれ厚生労働省を呼んだかといふと、うちの政策審議会でも文科省からそういう説明を受けたんですよ。それで、それぞれ厚生労働省と、それから農水省は家伝法に基づいてそういうのをやっていますから、呼んで確かめたら全然相談受けていないという話で、どうなつておるのかなと。受けていない、受けていないんですね。だから、何でそのさつきの謎の答弁が出てきたのかな。まあいいや。というより、もう時間がないんで、もう時間ですでのね。

厚生労働省にもう一つお聞きしますけれども、要是、既存の獣医学部できちんと、これ難しいんですよ。施設も大変だし、そもそも認可、許可を、大臣の許可を受けるためには、そういうことがで

きる人がいて、そういうチームがつくられていて、適正に実験あるいは検査が行われるそのマンパワー、いろんなものがないと、それはそうですよ。工ボラ出血熱とかそういうのも扱うと言つているんだから。ということであっても難しいん

で、そんな簡単に出来るものじゃないと思うんですが、でも、やっぱり優秀な獣医学部ではもう持つております。

既に持っている、獣医学部を持つ大学は幾つありますか。

○政府参考人(吉永和生君) お答え申し上げます。厚生労働省では、感染症法の病原体処理に関する許可届出を通じましてBSSL3の施設の有無について確認が取れる状況でございます。これによりますと、全国十六獣医学部ございますが、八学部におきましてBSSL3施設を有しているという状況でございます。

○委員長(岩井茂樹君) 申合せの時間が参りまし

たので、質疑をおまとめください。

○森ゆうこ君 はい。

ありがとうございました。

ということで、つまり八大学もあらんですよ。世界に冠たるライフサイエンスの研究教育拠

点、作れる、やっているわけですよね。だけど、肝腎の、新たなと言つてある加計学園は、本当にバイオセーフティーレベル3の実験室ができるかどうかも分からぬといつも大変な話になつております。

まだ引き続き眞実が明らかになるまでやり続けたいと思います。

○委員長(岩井茂樹君) ありがとうございました。

○委員長(岩井茂樹君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(岩井茂樹君) 次に、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○水産大臣

○国務大臣(齋藤健君) 競馬法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

我が國の地方競馬は、景気の低迷、趣味や娛樂の多様化等に伴い、平成二十三年度には平成三年度のピーク時に比べ売上げが約三分の一の水準にまで減少するなど、地方競馬主催者の多くは事業収支が厳しい状況となっています。

このため、全ての地方競馬主催者が共同で、地方競馬全国協会からの補助を受けながら、投票集計システムの共通化、重複開催の減少、中央競馬との勝馬投票券の相互発売等を内容とする地方競馬の活性化に取り組んだ結果、地方競馬の売上げは平成二十四年度以降増加に転じ、平成二十六年度には全ての地方競馬主催者の単年度収支が黒字化するなど、地方競馬主催者の経営改善に大きな成果を上げてきたところであります。

しかしながら、平成二十八年度において、構成元の地方公共団体に対しても益金を配分することができるのは全十四主催者中五主催者にとどまつており、地方競馬主催者の経営改善は道半ばの状況にあります。

このため、これまでの取組を引き続き推進するとともに、競馬の最大の醍醐味である強い馬づ

くりや地方競馬そのものの魅力向上など、地方競馬主催者の経営改善を後押しするための取組を実施していくことが重要であります。

地方競馬をめぐるこのような状況に鑑み、地方競馬全国協会が地方競馬の活性化や競走馬の生産振興のために行う補助業務に必要な資金を確保するため、地方競馬全国協会の勘定間の繰入れの措置及び日本中央競馬会から資金を交付する措置の期限を五年間延長することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩井茂樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

十一月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部

方競馬全国協会からの補助を受けながら、投票集計システムの共通化、重複開催の減少、中央競馬との勝馬投票券の相互発売等を内容とする地方競馬の活性化に取り組んだ結果、地方競馬の売上げは平成二十四年度以降増加に転じ、平成二十六年度には全ての地方競馬主催者の単年度収支が黒字化するなど、地方競馬主催者の経営改善に大きな成果を上げてきたところであります。

三十一年度に改め、同条第二項中「平成三十四年度」を「平成三十四事業年度」に改める。

附則第八条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十四年度」に改め、同条第二項中「平成二十九事業年度」を「平成三十四事業年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則